

妹背牛町 地域福祉計画

(妹背牛町成年後見制度利用促進基本計画・
妹背牛町再犯防止推進計画)

令和5年3月
妹背牛町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 妹背牛町地域福祉計画策定の趣旨	1
2. 地域福祉の推進に向けて	1
3. 地域福祉計画とは	3
4. 計画の位置付け	4
5. 妹背牛町地域福祉実践計画との関連	6
6. 計画期間	7
7. 計画の策定体制	7
第2章 地域を取り巻く現状	9
1. 総人口等の状況	9
2. 子ども・子育ての状況	11
3. 高齢者の状況	14
4. 障がい者の状況	15
5. 地域活動団体等の状況	17
6. 町民アンケート調査の主な結果	19
7. 関係団体ヒアリングにおける主な意見	27
第3章 計画の基本的考え方	29
1. 目標と基本理念	29
2. 基本目標	30
3. 地域福祉を担う各主体の役割	31
第4章 施策の展開	33
1. わかち愛を育み、高める ～福祉の心（意識と感性）を育て高める取組～	33
2. わかち愛を広げ、強める ～支え合いのぬくもりに満ちた地域を創る取組～	36
3. わかち愛を紡ぎ、創る ～困りごとを解決する取組～	43
4. わかち愛を束ね、福祉力に変える ～地域の福祉課題に立ち向かう協働態勢を創る取組～	49
第5章 計画の推進	52
1. 住民・地域・町の協働による計画の推進	52
2. 妹背牛町社会福祉協議会との連携による推進	52
3. 計画の推進及び進行管理	53
資料編	54
1. 町民アンケート調査の自由意見	54
2. 妹背牛町地域福祉計画策定委員会設置要綱	58
3. 妹背牛町地域福祉計画策定委員会委員名簿	59
4. 策定経過	60

第1章 計画の策定にあたって

1. 妹背牛町地域福祉計画策定の趣旨

近年、我が国においては、本格的な少子高齢化の進展、人口減少社会への突入、さらには住民同士の結び付きの弱まりや人間関係の希薄化等を背景として、生活困窮者の増加、虐待、自殺、孤独死等、深刻な社会問題が発生しています。また、地域には子育てや家族の介護、引きこもり、就労等で悩んでいる方など、複数の要因が複雑に絡みあい、何らかの支援を必要としている方がいます。

こうした課題は多様化・複雑化しており、生活困窮者自立支援制度や介護保険制度など公的な福祉サービスだけでは解決が困難な場合や、解決のために必要なサービスを当事者が知らない、利用しないなどといったケースもみられ、対象者ごとや分野別に整備された縦割りのサービスの枠を超えた支援が今まで以上に重要となっています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、外出や地域での活動が制限され、従来の様々な活動が停滞し、社会的な孤立感が高まる等、町民の生活に大きな影響を及ぼしています。

そうした中、国においては従来の『縦割り』の支援や「支え手」「受け手」という関係を超えて、住民や地域を支える多種多様な団体や事業所等が主体的に『我が事』として課題を捉え、地域の人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで解決し、地域を共につくっていく「地域共生社会の実現」を掲げています。

地域のあらゆる住民が役割をもち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを形成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことができるまちをつくっていく必要があります。

これらの背景を踏まえ、妹背牛町の地域福祉分野における施策と方向性を明らかにする「妹背牛町地域福祉計画」を策定します。

2. 地域福祉の推進に向けて

(1) 地域福祉とは

「地域福祉」は、「それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方」といわれます。福祉サービスの対象として高齢者・障がい者・児童というように法律や制度で分けられる福祉に限らず、人権尊重を基本に、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域に関わるすべてのものが進めていく地域づくりの取組のことで、

地域の中で人と人とのつながり、助けたり助けられたりする関係や仕組みをつくっていくことであり、社会福祉法において、地域住民、社会福祉関係者等が相互に協力して地域福祉の推進に努めるよう定められています。

(2) 地域福祉を進めるための「自助」「互助」「共助」「公助」の視点

妹背牛町地域福祉計画では、地域での支え合いや助け合いによる福祉に関する取組を示すこととなります。具体的には、町民一人ひとりの役割や隣近所等の身近なつながりで助け合うこと、地域の組織や団体が取り組むこと、社会福祉協議会が取り組むこと、役場等の行政機関が取り組むことなど、地域社会を構成するそれぞれの立場での役割分担について描くこととなります。このことは、「自助」「互助」「共助」「公助」の視点で整理することができます。

人々が生活を営んでいる地域社会が、そこに住むすべての人たちにとって住みやすいところとなるためには、公的な制度による福祉サービスが整備される（公助）だけでなく、家族を含めた自らの行動（自助）や、隣近所の住民同士等の身近な人間関係の中で、組織化されていないけれども、お互いさまの気持ちで支え合い、助け合うこと（互助）も大切になります。

同時に、地域住民や地域活動・地域福祉活動を行う人たちや福祉サービス事業者等が地域において組織をつくり、それぞれが役割を担った活動（共助）は、家族機能の弱体化や近隣住民同士の関係性の希薄化等が指摘される中、その重要度がますます高まっています。

■地域福祉の向上に向けた4つの助け

自助	<p>個人や家族による支え合い・助け合い。 （個人や最も身近な家族が解決にあたる。）</p>
互助	<p>身近な人間関係の中での組織化を前提としない、お互いさまの気持ちによる支え合い・助け合い。 （隣近所の友人や知人、別居する家族が、お互いに支え合い、助け合う。）</p>
共助	<p>地域で暮らす人たちや地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の施設・事業所等が組織化し、協働していくことによる支え合い・助け合い。 （「地域ぐるみ」で福祉活動に参画し、地域社会全体で支え合い、助け合う。）</p>
公助	<p>保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づき、行政機関が公的な福祉サービスを提供することや地域における福祉活動を支援することによる支え。（行政でなければできないことは、行政が適切に対応する。）</p>

3. 地域福祉計画とは

社会福祉法（第107条）では、地域福祉計画は地域に存在する様々な課題の解決に向けた取組の方向性や考え方を示し、今後、施策を展開していく上での柱立てや推進の基本事項を定めるもので、地域福祉推進の基本方向を示す役割を担うものです。

また、高齢者福祉や障がい者福祉、子ども・子育て支援など分野別の取組は、地域福祉計画と整合を図りながら事業を展開します。そして、地域に関わる多様な主体（行政・住民・事業者・関係団体等）の活動・取組が、地域福祉計画の考え方や目標を共有し、地域で計画的に進める道標となり、協働の仕組みづくりとなるように進めていくための指針となります。

■社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 （略）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

4. 計画の位置付け

妹背牛町地域福祉計画は、上位計画である「妹背牛町総合振興計画」をはじめ、保健福祉分野の目指す方向を共有し、各計画の推進方針を明らかにし、その具体的な施策等を定めるものであり、総合計画と分野別計画の中間に位置付けます。

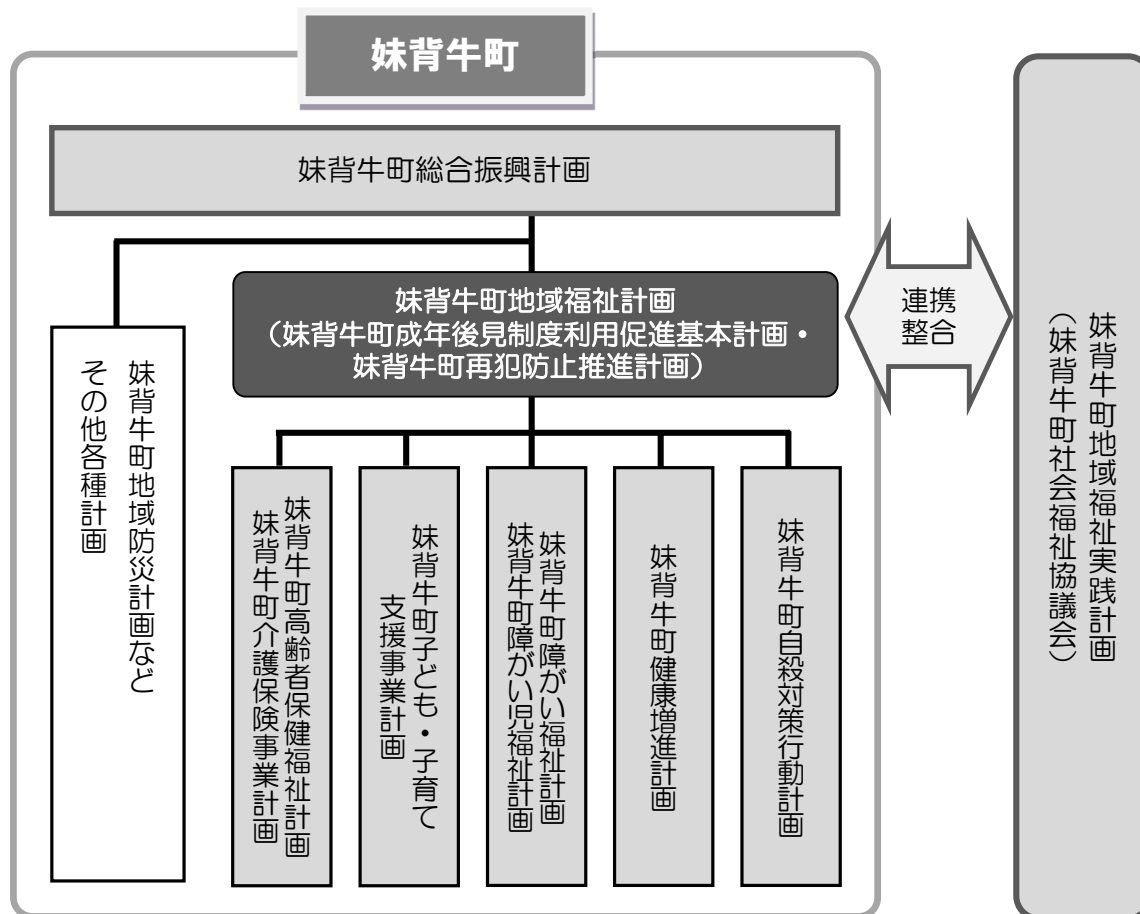
さらに、災害時要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するため、「妹背牛町地域防災計画」等と連携を図るものです。

また、妹背牛町地域福祉計画は成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づく成年後見制度利用促進基本計画として位置付け、成年後見制度を必要とする人の早期発見と利用促進を図るための支援体制づくりを推進します。

併せて、この妹背牛町地域福祉計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条の規定に基づき、具体的な施策を計画的に推進するために策定する「地方再犯防止推進計画」を包含するものとします。

なお、妹背牛町地域福祉計画の具体的な実施には妹背牛町社会福祉協議会の取組が欠かせないことから、妹背牛町社会福祉協議会が策定する妹背牛町地域福祉実践計画と整合をとり、妹背牛町と妹背牛町社会福祉協議会が連携して各種地域福祉活動に取り組んでいきます。

■ 計画の位置付け



■成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置

■再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（地方再犯防止推進計画）

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

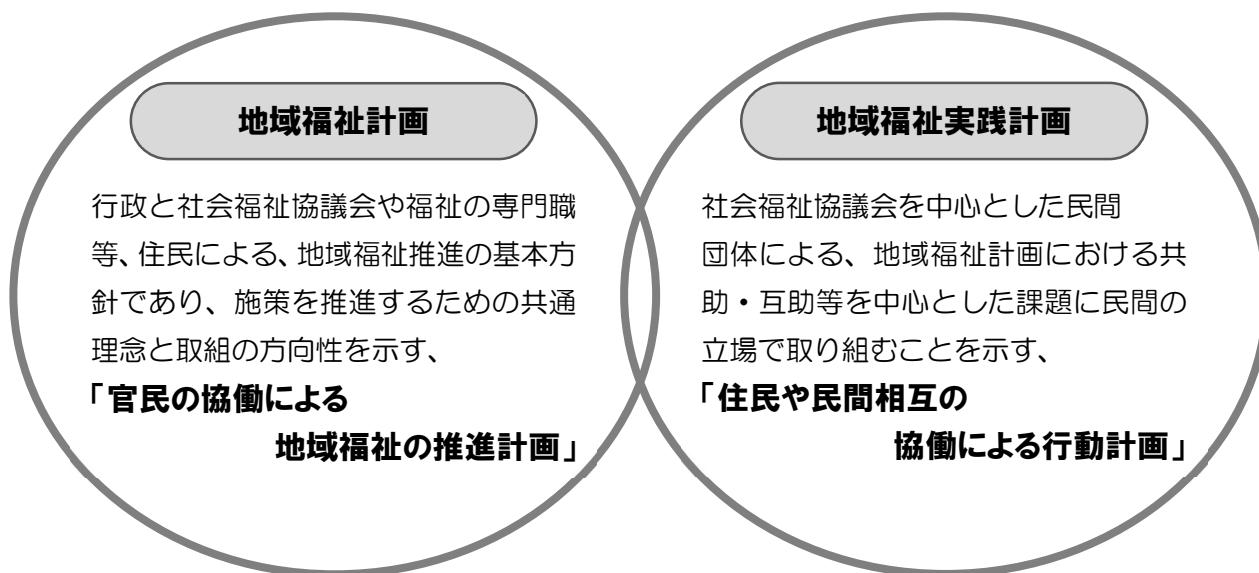
5. 妹背牛町地域福祉実践計画との関連

地域福祉実践計画とは、社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を図ること」と規定されている「社会福祉協議会」が中心となり策定する民間の行動計画です。

「町民」「地域で福祉活動を行う者」「社会福祉を目的とする事業を経営する者」等が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な計画として、具体的な行動と関係機関の役割分担が明示されたもので、民間組織である社会福祉協議会の行動計画として策定します。

これは、妹背牛町地域福祉計画が掲げる「共助・互助」を推進していくこととも密接に関係し、両計画は、次の図のとおり、役割分担と相互連携による両輪の関係にあります。

■地域福祉計画と地域福祉実践計画の関係



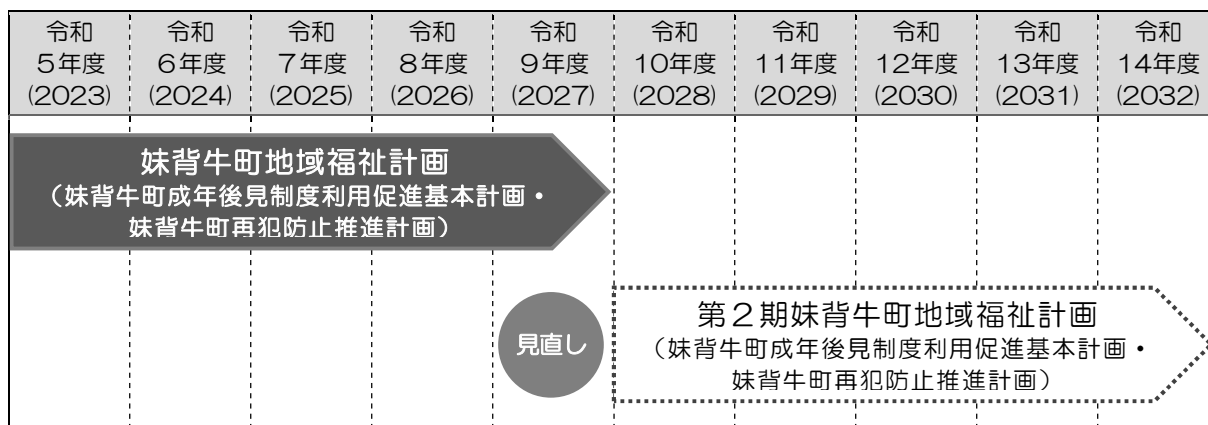
■参考：社会福祉法（抜粋）

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

6. 計画期間

この計画は、令和5年度から令和9年度までの5年間とし、計画の最終年度である令和9年度に次期計画策定に向けた見直しを行うこととします。

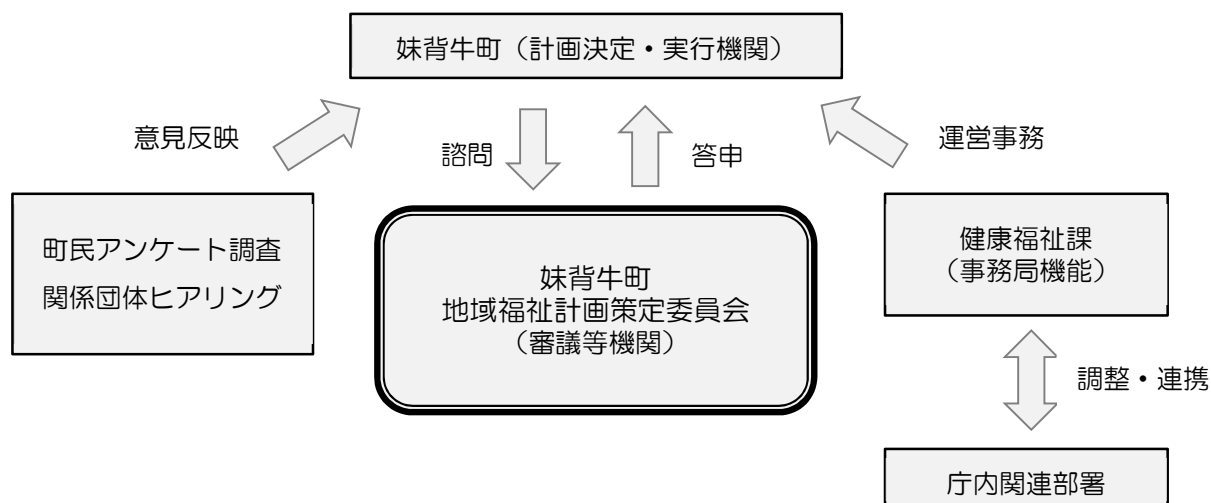


7. 計画の策定体制

(1) 策定体制

策定にあたっては、妹背牛町地域福祉計画が地域ぐるみで推進する計画であることから、住民及びその他福祉活動に関わる方で組織された「妹背牛町地域福祉計画策定委員会」を設置し、協議を経て策定します。

■計画の策定体制



(2) 地域福祉に関するアンケート調査の実施

妹背牛町地域福祉計画の策定に先立ち、18歳以上の住民1,000人を対象に、地域との関わりや地域活動への参加状況などの実態及び住民の意向を把握するために、「地域福祉に関する住民意識調査」を実施し、計画策定の基礎資料とします。

■アンケート調査の実施概要

対象者	18歳以上の町民
調査時期	令和3年8月
調査方法	郵送法（郵送による配布・回収）
配布数	1,000票
有効回収数	501票
有効回収率	50.1%

(3) 関係団体ヒアリングの実施

妹背牛町地域福祉計画の策定にあたり、福祉行政に関係する団体の現状を把握するとともに、妹背牛町の福祉に関する課題や今後の取組について意見を把握するために実施しました。

■関係団体ヒアリングの実施概要

	日付	時間	団体名
1	令和4年 1月26日（水）	11:00~12:00	妹背牛町社会福祉協議会
2		13:30~14:30	妹背牛町民生児童委員協議会
3	令和4年 3月7日（月）	13:00~14:40	NPO法人 わかち愛もせうし

第2章 地域を取り巻く現状

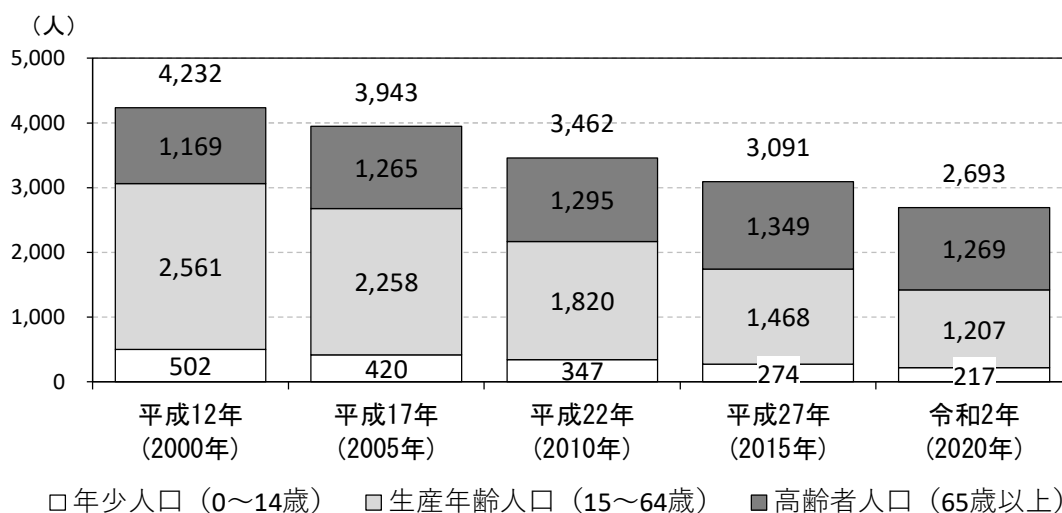
1. 総人口等の状況

(1) 総人口の推移

国勢調査に基づく本町の総人口は、平成12年の4,232人から減少が続いており、令和2年には2,693人となっています。

年齢3区分別の人口比率をみると、高齢化率（総人口に占める高齢者人口の割合）は上昇を続けており、令和2年は47.1%で全国平均の28.7%及び北海道平均の32.2%を大きく上回っています。

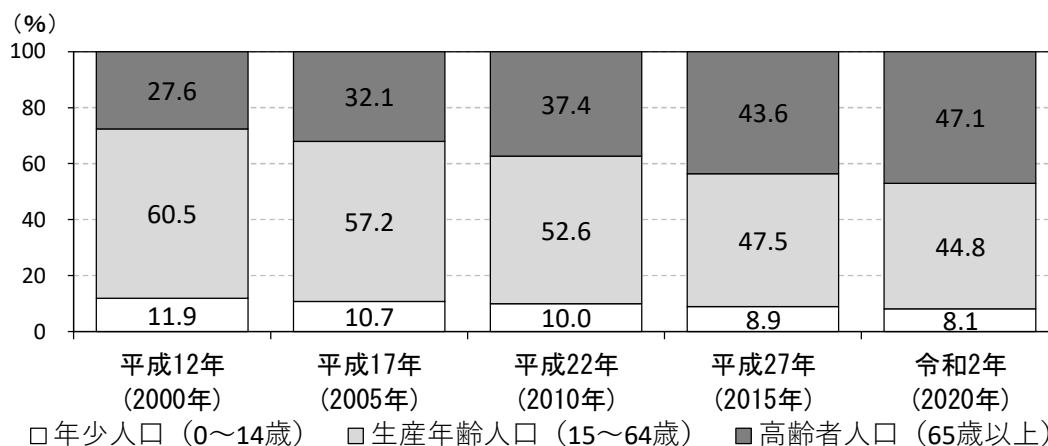
■総人口の推移



□年少人口 (0～14歳) □生産年齢人口 (15～64歳) ■高齢者人口 (65歳以上)

※総人口は年齢不詳を含む
出典：国勢調査

■年齢3区分別人口比率の推移



□年少人口 (0～14歳) □生産年齢人口 (15～64歳) ■高齢者人口 (65歳以上)

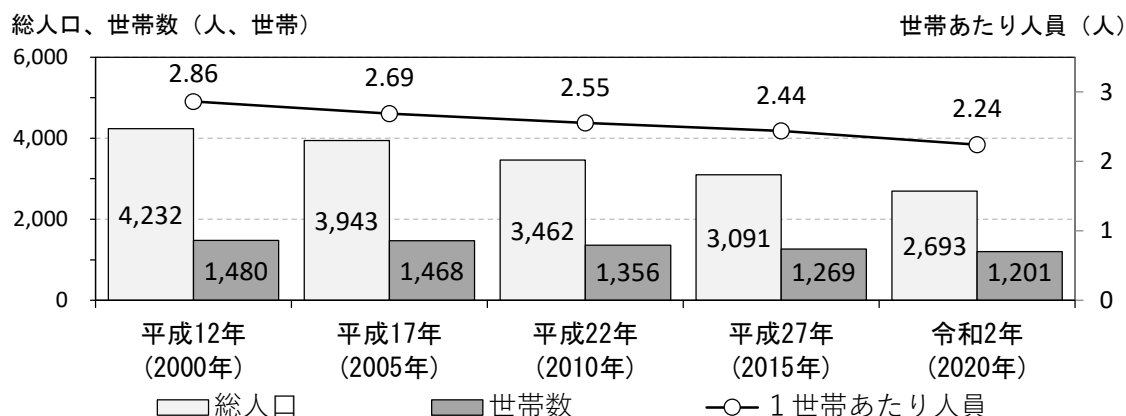
※年齢不詳を除いた総人口における割合から算出
出典：国勢調査

(2) 世帯数の推移

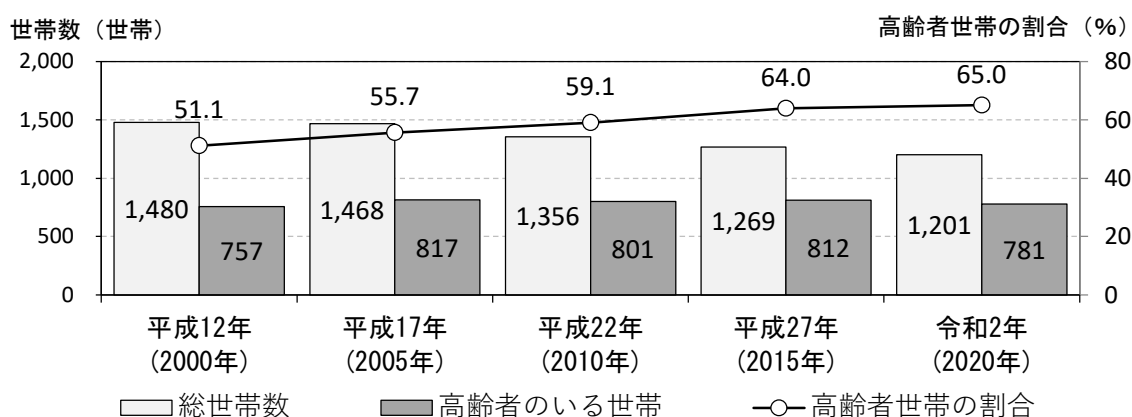
総人口と同様に世帯数も減少しており、令和2年の総世帯数は1,201世帯となっています。総人口と総世帯数から求められる世帯あたり人員は徐々に少なくなってきており、核家族化が進んでいることがうかがえます。

世帯数の内訳をみると、高齢者世帯の割合とともに一人暮らし高齢者の割合が高くなっており、令和2年の高齢者世帯に占める一人暮らし高齢者の割合は28.7%となっています。

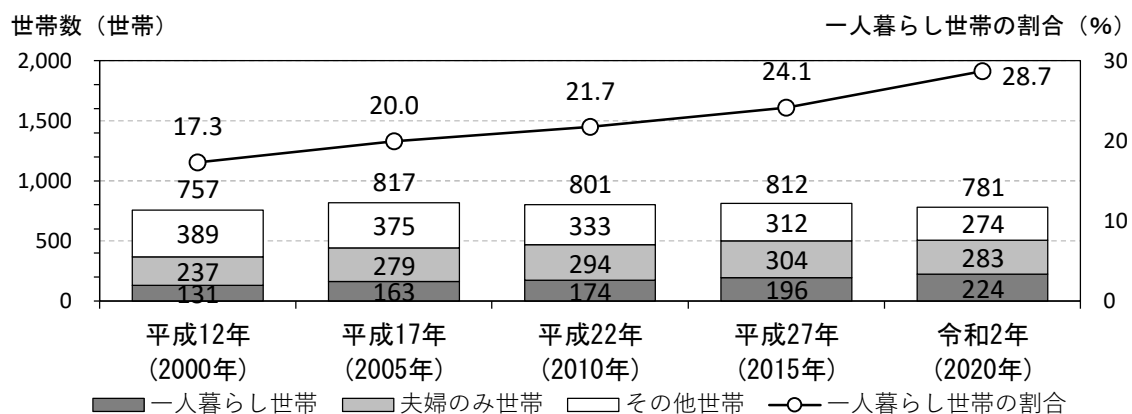
■世帯数と世帯あたり人員の推移



■高齢者世帯の推移



■世帯類型別高齢者世帯の推移



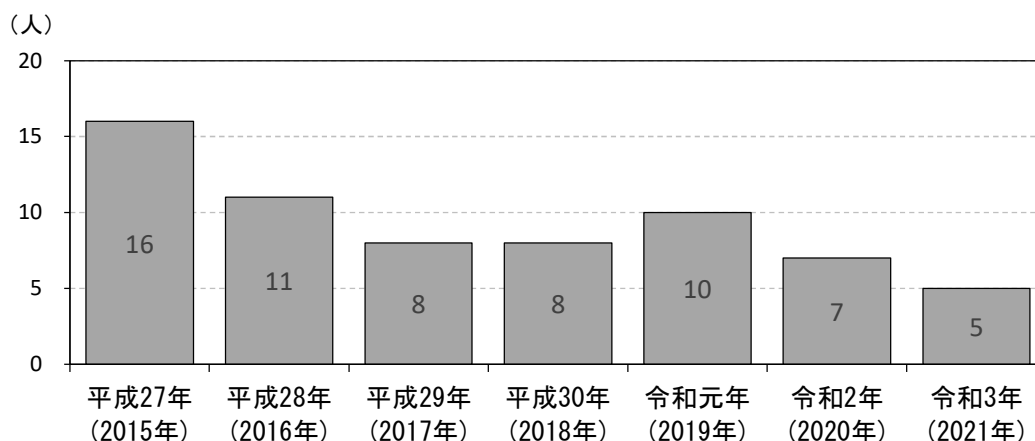
出典：上記グラフすべて国勢調査

2. 子ども・子育ての状況

(1) 出生数の推移

本町の出生数は年によって増減はあるものの減少傾向が続いており、平成27年の出生数が16人だったのに対し、令和3年の出生数は5人にまで減少しています。

■出生数の推移



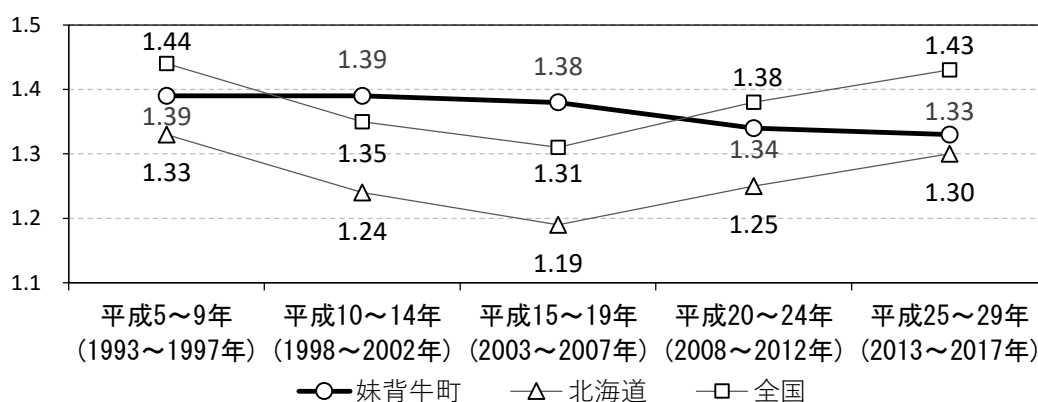
出典：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

(2) 合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に産む子どもの平均数）は、平成10～14年と平成15～19年は全国及び北海道を上回っていました。

平成10年以降、本町の合計特殊出生率は減少を続けており、平成25～29年は1.33となっています。

■合計特殊出生率の推移



出典：人口動態統計特殊報告

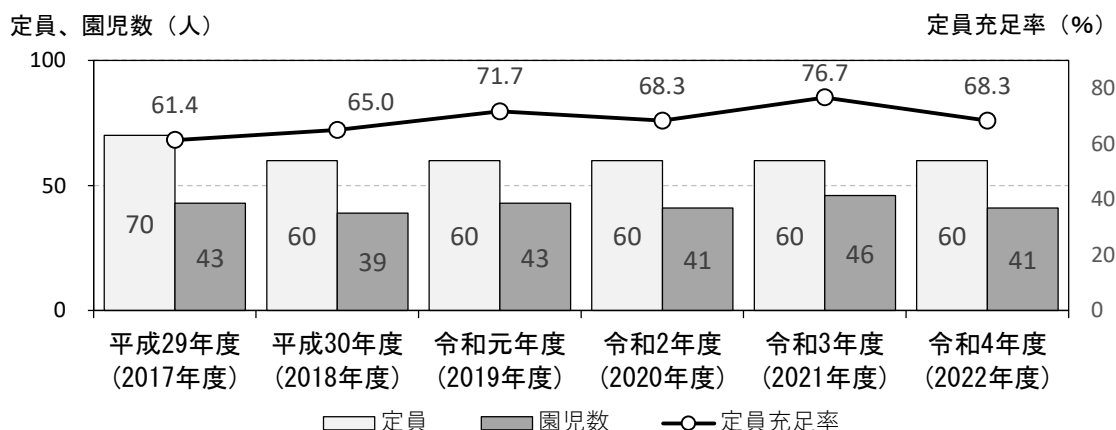
(3) 認定こども園妹背牛保育所の状況

就学前児童の教育・保育施設として、本町では認定こども園妹背牛保育所を設置しています。

認定こども園妹背牛保育所における保育部分の入園児数は、年によって増減はあるもののおおむね横ばいに推移している状況です。定員は平成30年度から60人となっており、定員に対する入園児数の割合を示す定員充足率は70%前後で推移しています。

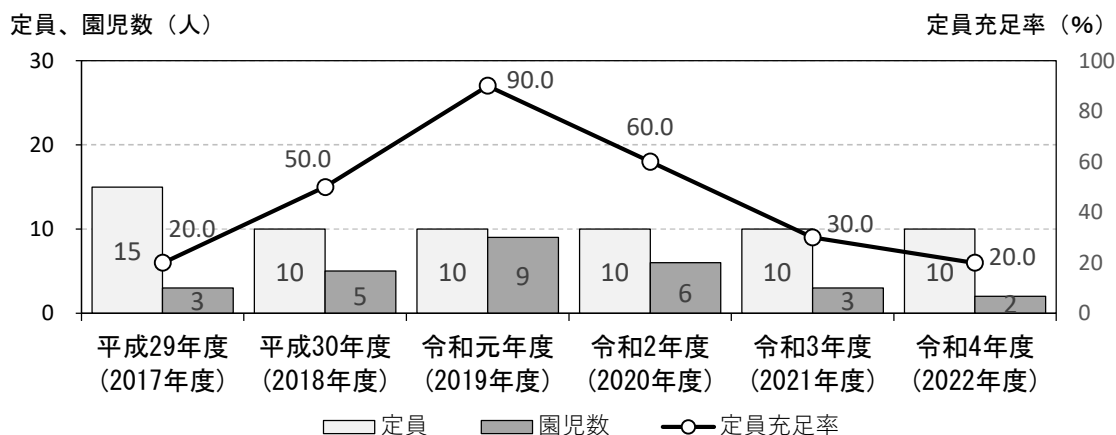
認定こども園妹背牛保育所における教育部分の入園児数は令和元年度の9人をピークに減少しており、令和4年度は2人の状況です。教育部分の定員は平成30年度から10人となっています。

■認定こども園妹背牛保育所（保育部分）の入園児数



出典：妹背牛町（各年4月1日現在）

■認定こども園妹背牛保育所（教育部分）の入園児数



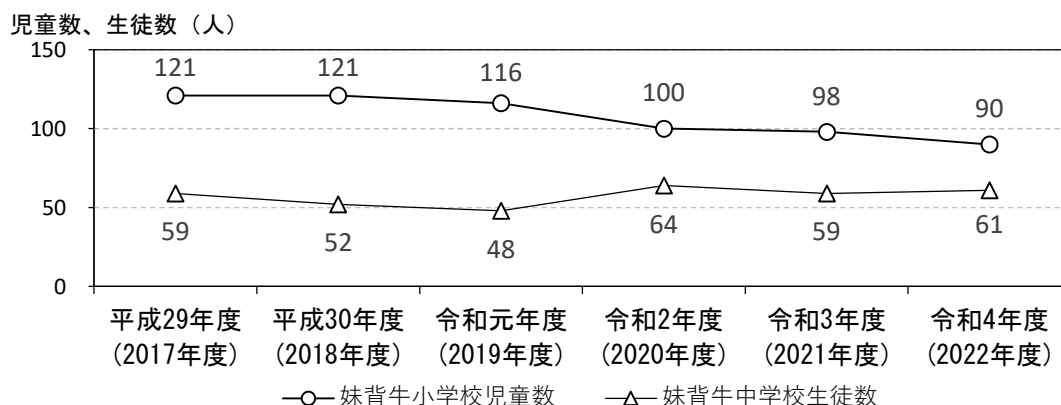
出典：妹背牛町（各年4月1日現在）

(4) 小学校及び中学校の状況

本町には小学校及び中学校それぞれ1校が整備されています。妹背牛小学校の児童数は平成29年度から減少が続いている一方、妹背牛中学校は令和2年度に生徒数が増加し、その後はほぼ横ばいに推移しています。

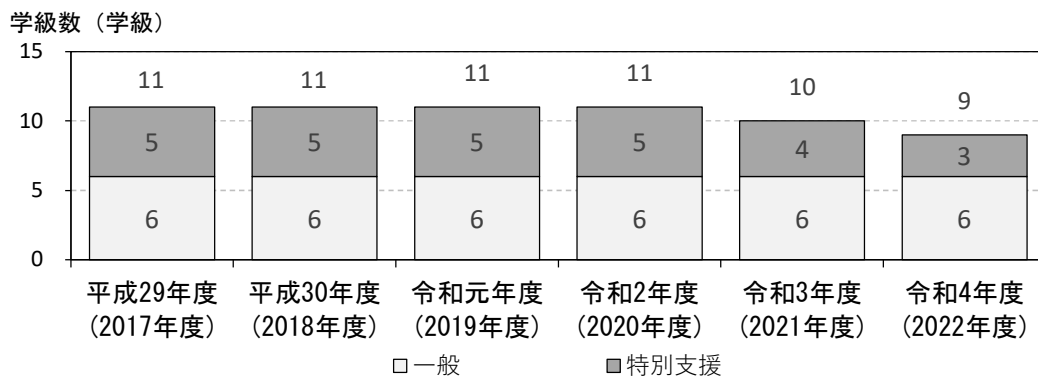
小学校及び中学校の学級数をみると、一般学級（通常学級）に変化はありませんが、令和2年度から妹背牛小学校の特別支援学級が減少し、逆に妹背牛中学校の特別支援学級は増加しました。

■児童・生徒数の推移



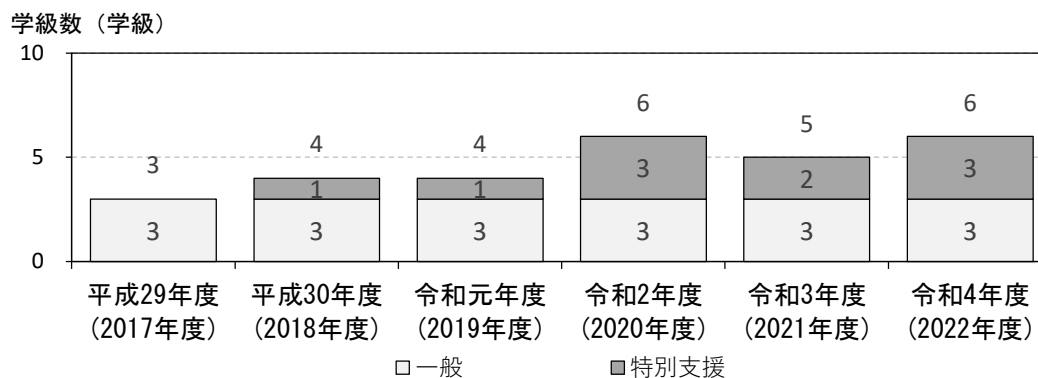
出典：学校基本調査（各年5月1日現在）

■学級数の推移（妹背牛小学校）



出典：学校基本調査（各年5月1日現在）

■学級数の推移（妹背牛中学校）



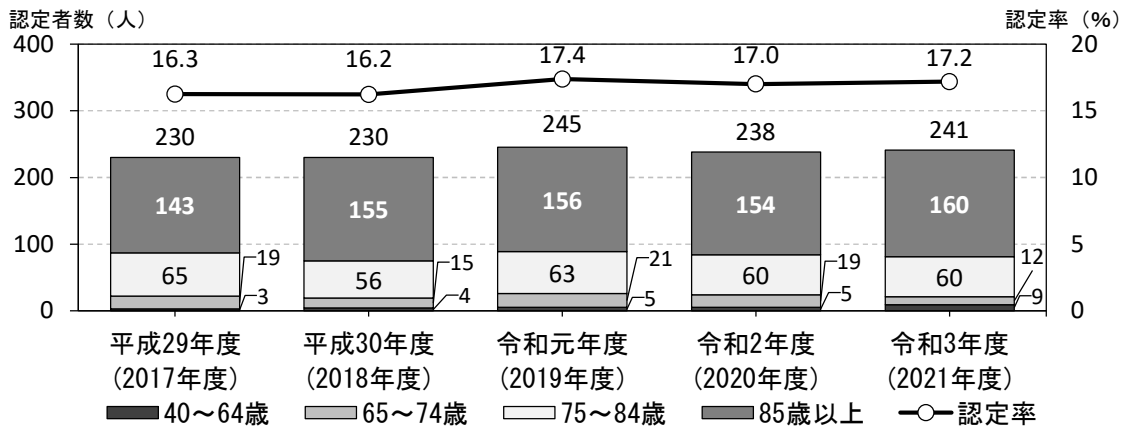
出典：学校基本調査（各年5月1日現在）

3. 高齢者の状況

(1) 要支援・要介護認定者数の推移

本町の要支援・要介護認定者数は令和元年度の245人をピークに減少傾向がみられ、令和3年度は241人となっています。年齢階級別の要支援・要介護認定者数をみると、85歳以上が全体の約65%となっており、75歳以上で全体の約90%を占めている状況です。

■年齢階級別要支援・要介護認定者数の推移

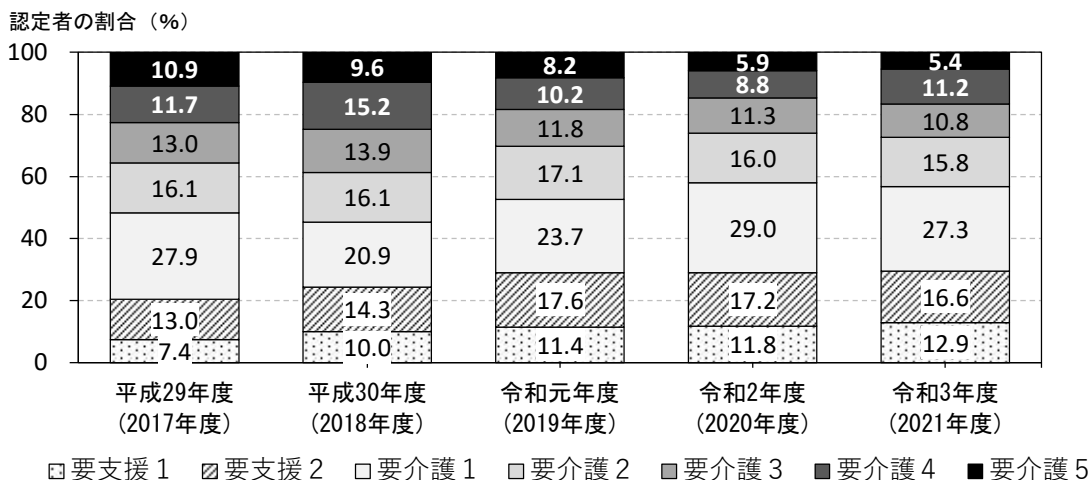


出典：介護保険事業状況報告（月報）（各年度末現在）

(2) 要支援・要介護認定者数の介護度別構成比の推移

本町の要支援・要介護認定者を介護度別の構成比でみると、要支援1及び要支援2の軽度者は増加傾向にある一方、要介護4及び要介護5の重度者は減少傾向にあります。

■介護度別構成比の推移



出典：介護保険事業状況報告（月報）（各年度末現在）

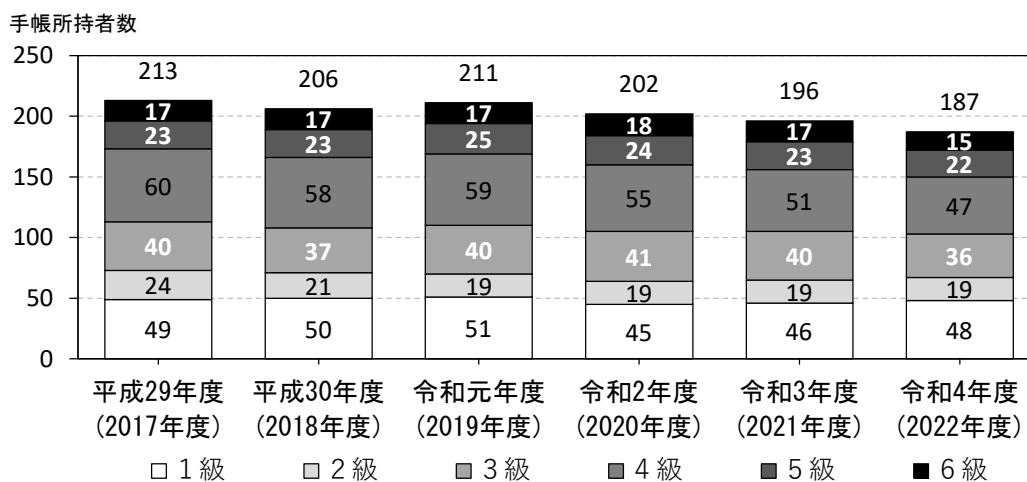
4. 障がい者の状況

(1) 身体障がいのある人の状況

本町の身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、平成29年度には213人だった手帳所持者数は令和4年度には187人に減少しています。

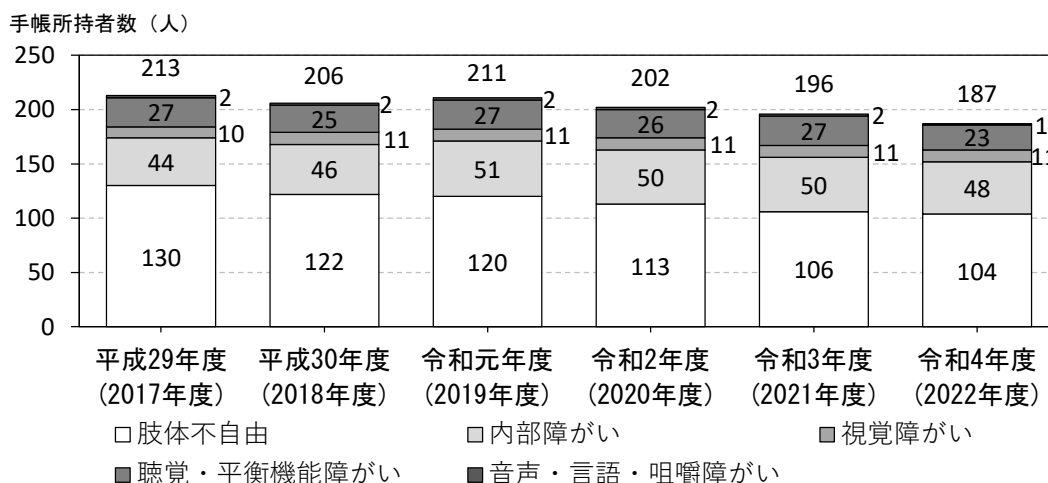
身体障害者手帳所持者数を等級別でみると1級及び4級の人数が多く、障がい種類別でみると肢体不自由及び内部障がいが多い状況です。

■身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）



出典：妹背牛町（各年度4月1日現在）

■身体障害者手帳所持者数の推移（種類別）

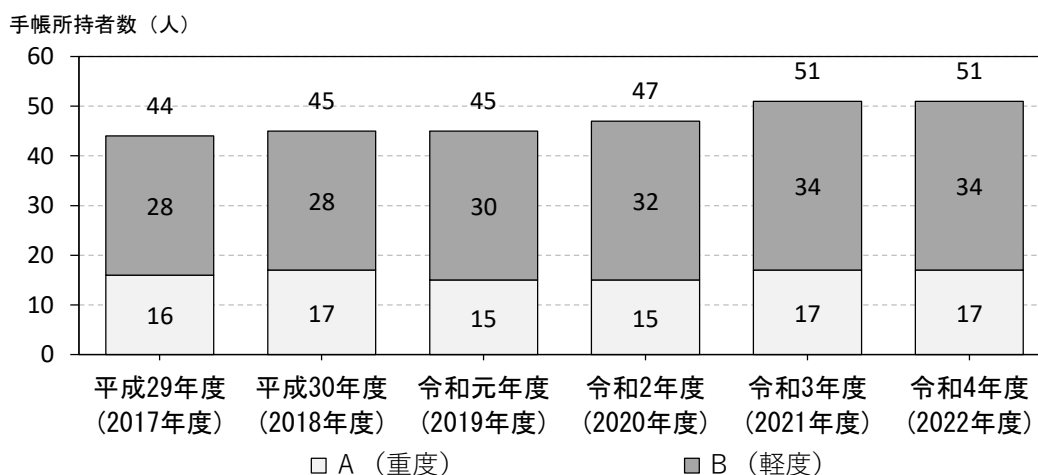


出典：妹背牛町（各年度4月1日現在）

(2) 知的障がいのある人の状況

本町の療育手帳所持者数は程度が「B（軽度）」の方を中心に増加傾向がみられ、平成29年度の手帳所持者数44人に対し、令和4年度は51人で7人増加しています。

■療育手帳所持者数の推移（程度別）

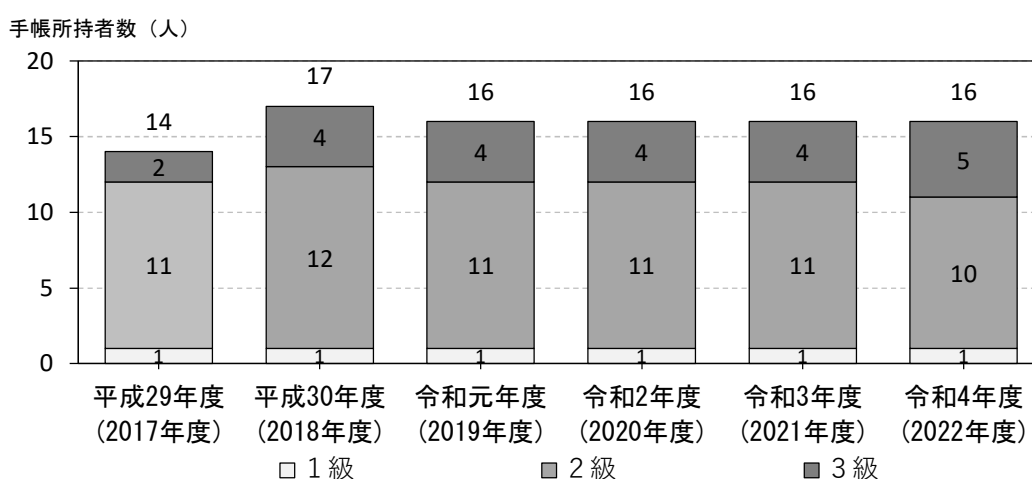


出典：妹背牛町（各年度4月1日現在）

(3) 精神障がいのある人の状況

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は令和元年度から横ばいに推移しています。精神障害者保健福祉手帳所持者を等級別で見ると、2級が最も多く全体の約65%を占めています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）



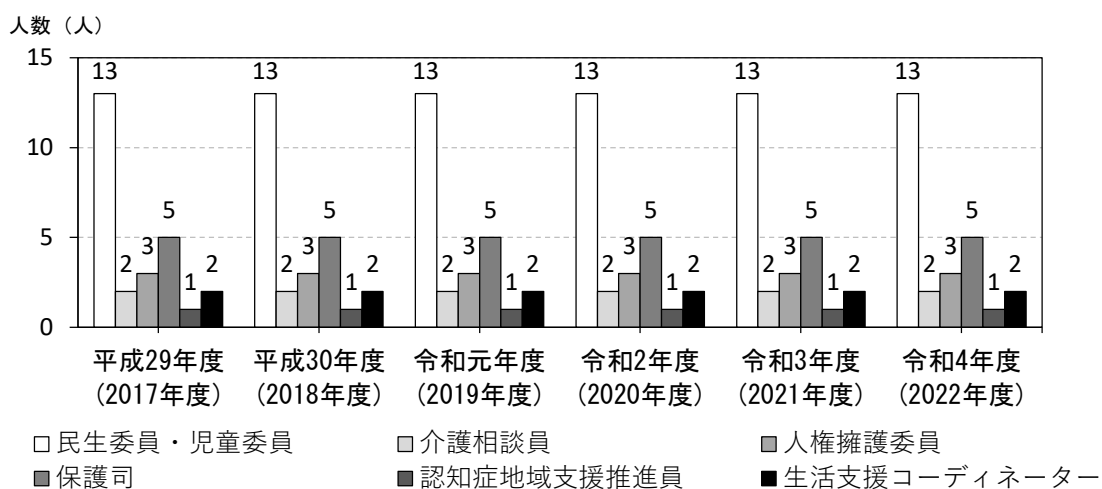
出典：妹背牛町（各年度4月1日現在）

5. 地域活動団体等の状況

(1) 民生委員・児童委員等の状況

民生委員・児童委員をはじめ介護相談員、人権擁護委員、保護司、認知症地域支援推進員及び生活支援コーディネーター等が本町の地域福祉を担う人材として様々な場面で活躍しています。人口減少及び高齢化が進んでいる中、それぞれの人数は平成29年度から減少することなく、それぞれの大事な役割を担って頂いています。

■民生委員・児童委員等の推移

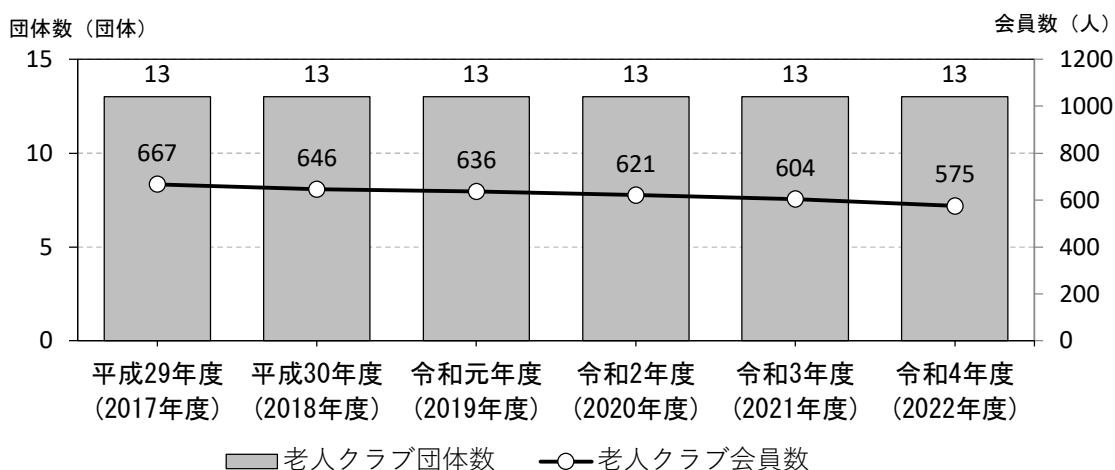


出典：妹背牛町（各年度4月1日現在）

(2) 老人クラブの状況

本町の老人クラブ団体数は13団体を維持していますが、会員数は徐々に減少しており、令和4年度は575人となっています。

■老人クラブ団体数及び会員数の推移

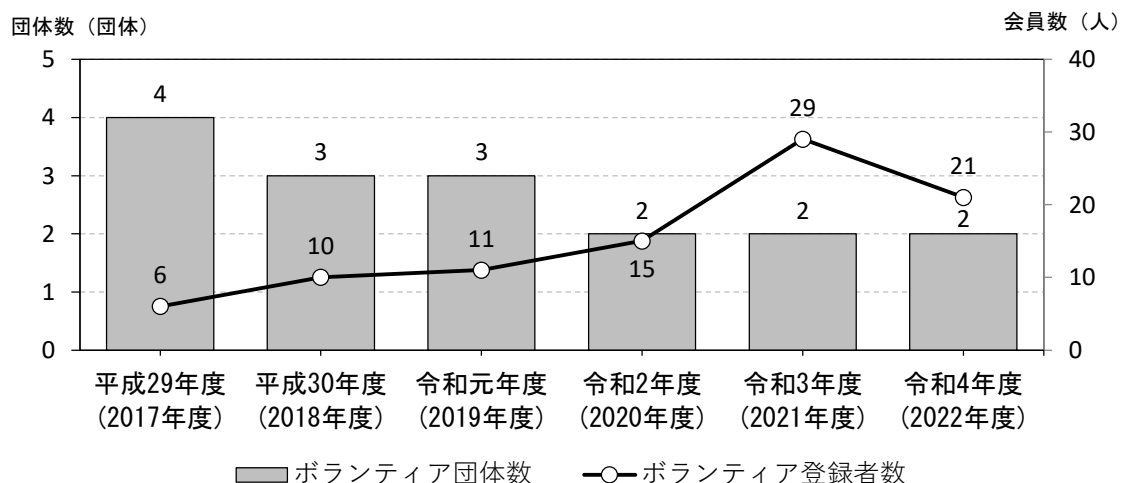


出典：妹背牛町（各年度4月1日現在）

(3) ボランティアの状況

本町のボランティア団体は平成29年度の4団体から減少しており、令和4年度は2団体となっています。妹背牛町社会福祉協議会が運営するボランティアセンターへの登録者数は令和3年度の29人までは増加していましたが、令和4年度は21人に減少しています。

■ボランティア団体数及び登録者数の推移



出典：妹背牛町（各年度4月1日現在）

(4) NPO 法人「わかち愛もせうし」の概要

法人名称	わかち愛もせうし
主たる事務所の所在地	妹背牛町字妹背牛5200番地
設立認証年月日	平成26（2014）年8月22日
設立目的	この法人は、地域住民に対して、福祉の推進に関する事業を行い、町民が町民による町民の福祉のための福祉によるまちづくりと住民の相互親睦や共生、健全なる町内の育成、発展に寄与することを目的とする。
主な活動	「わかち愛もせうしひろば」を活動拠点とし、住民主体の事業展開により人と人のつながりづくりや地域活性化を推進しています。 《主な事業》 ・「ふまねっと運動」（毎週水曜日） ・「わかち愛食堂」（毎週月曜日） ・「ほっと茶屋」（毎週金曜日） ・「総合事業」（町助成事業 毎週月曜日、金曜日） ・「もせうし情報ステーション」（通年）

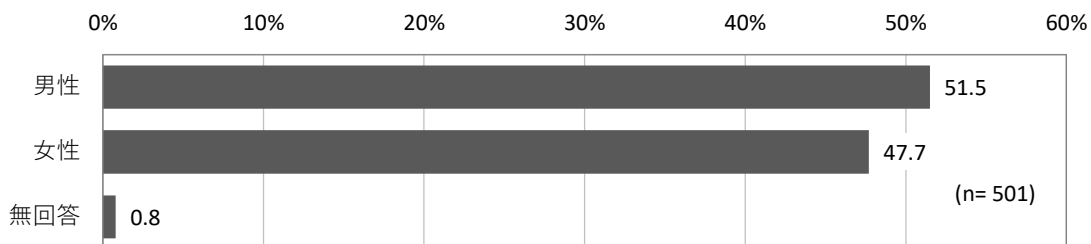
※令和4年12月1日現在

6. 町民アンケート調査の主な結果

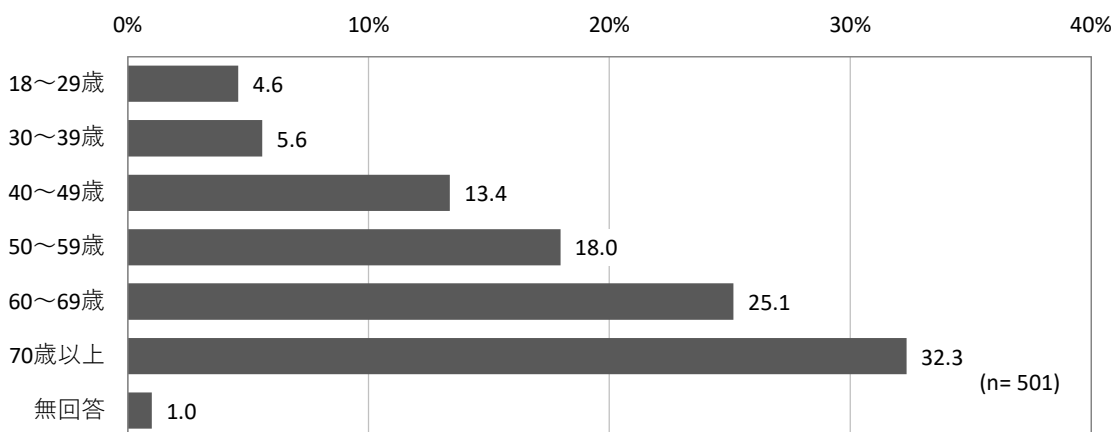
(1) 調査対象者の属性

調査対象者の性別は、男性が51.5%、女性が47.7%となっています。年齢は高くなるにつれてその割合も高くなっています。

《調査対象者の性別》

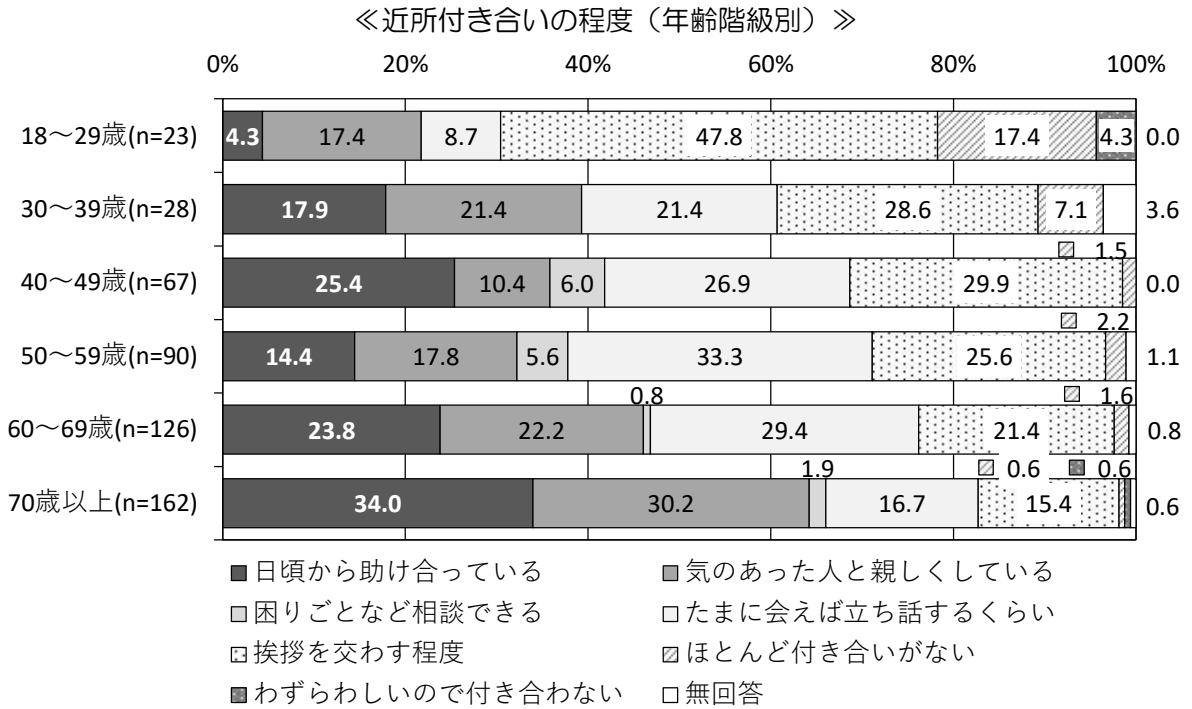


《調査対象者の年齢》

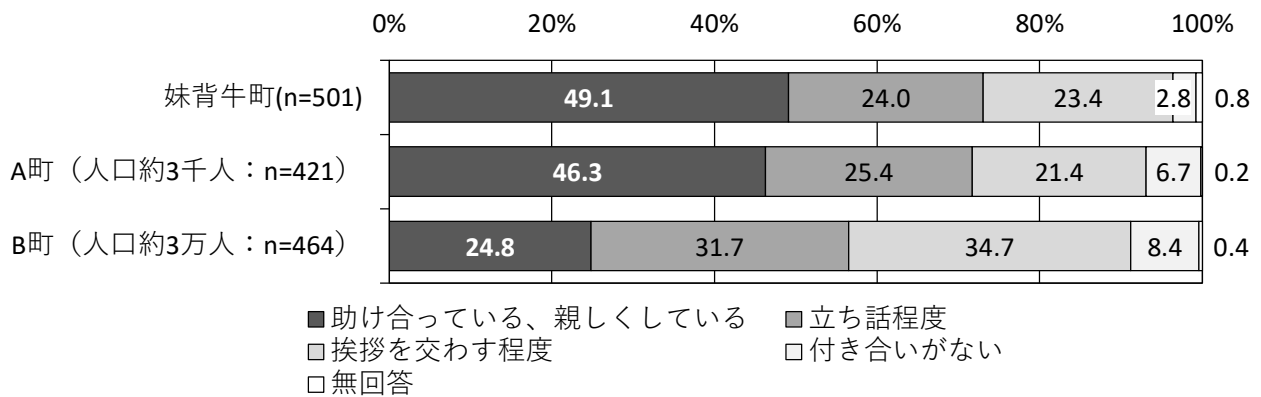


(2) 近所付き合いや地域活動について

- 近所付き合いの程度に関して年齢階級別にみると、年齢が低くなるにつれて比較的深い近所付き合い（「日頃から助け合っている」「気のあった人と親しくしている」「困りごとなど相談できる」の合計）の割合が低くなっています。
- 特に18～29歳は「ほとんど付き合いがない」（17.4%）、「わずらわしいので付き合わない」（4.3%）が他の年齢階級と比べて多い状況です。

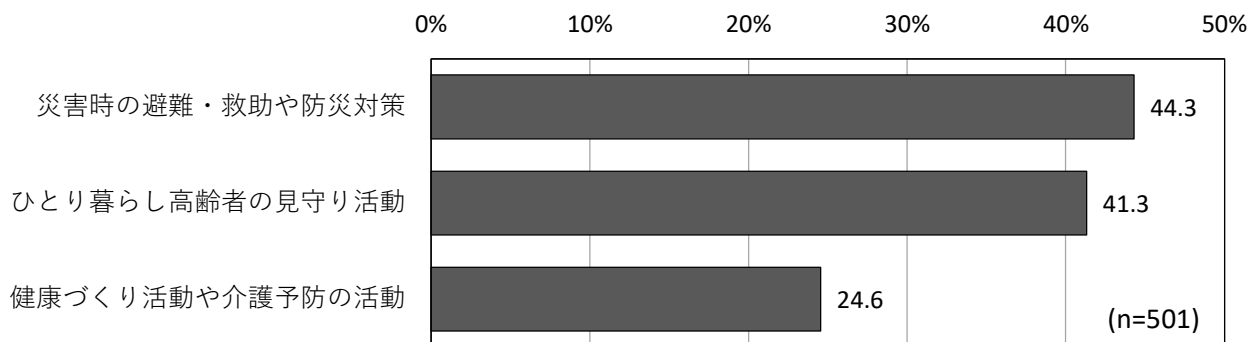


《参考：近所付き合いの程度（他自治体との比較）》

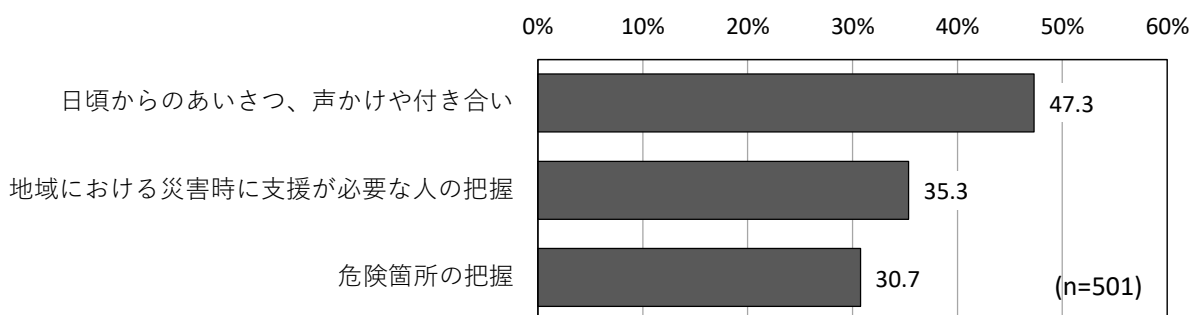


- 地域活動を活発にするために必要なこととしては、「災害時の避難・救助や防災対策」が44.3%で最も多い状況となっています。
- また、災害時の備えとして重要なことは、「日頃からのあいさつ、声かけや付き合い」が47.3%で最も多くなっています。

《地域活動を活発にするために必要なこと（抜粋）》



《災害時の備えとして重要なこと（抜粋）》



ポイント

課題

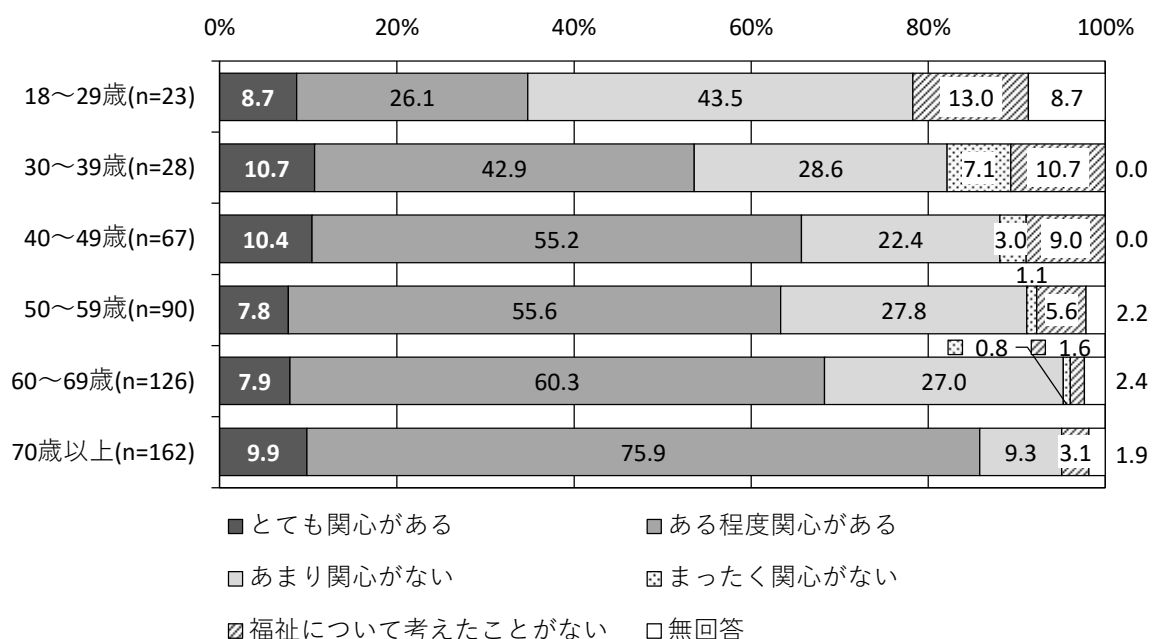
- 地域の関係としては、近所であいさつをしたり協力することは当然とする考えが多い状況です。災害時などの緊急時に重要なこととして日頃の付き合いが重視されていることから、付き合い方としては日常的には“ゆるやかな関係”でありながら、いざという時には協力し合う関係が現実に近いと考えられます。
- 地域活動の活発化を進めていくためには、防災対策や見守り活動が必要であることから、その基本となるご近所付き合いを維持していくことが重要です。併せて、ご近所付き合いがない人とのつながりをいかにつくっていくかを考えていく必要があります。

(3) 地域福祉の関心度

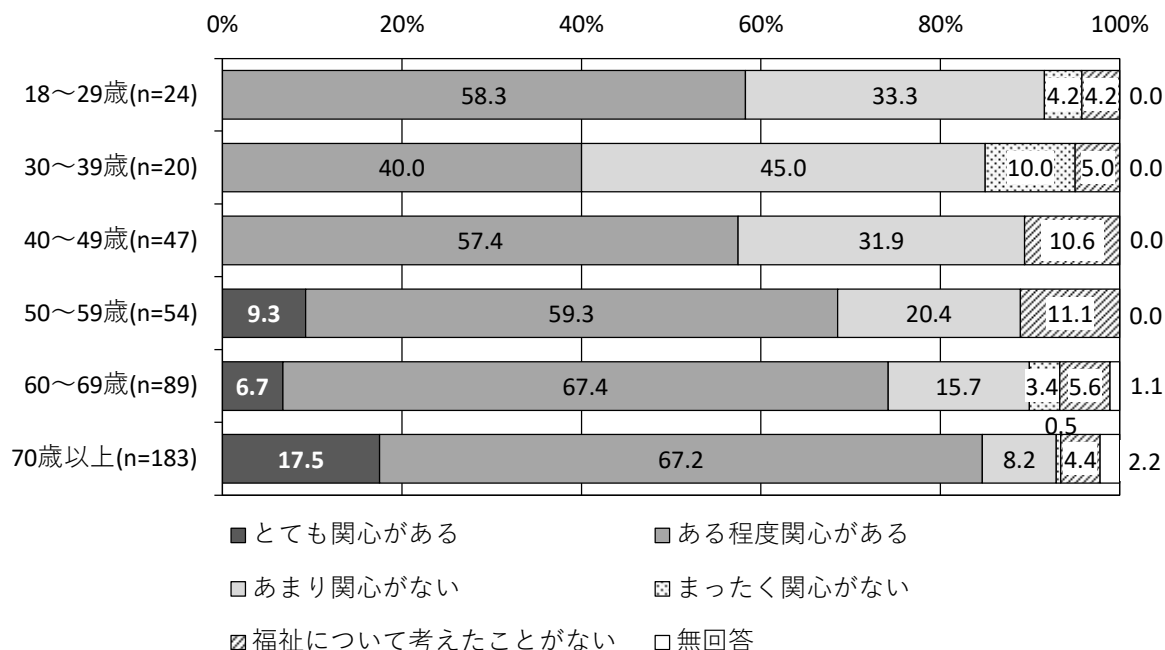
■地域福祉への関心度を年齢階級別でみると、関心がある（「とても関心がある」「ある程度関心がある」の合計）と回答した方は年齢が低いほどその割合が低くなる傾向がみられ、18～29歳は34.8%と非常に低くなっています。

■他自治体と比較すると、妹背牛町は「とても関心がある」の割合が50歳未満で高く、70歳以上で低くなっています。

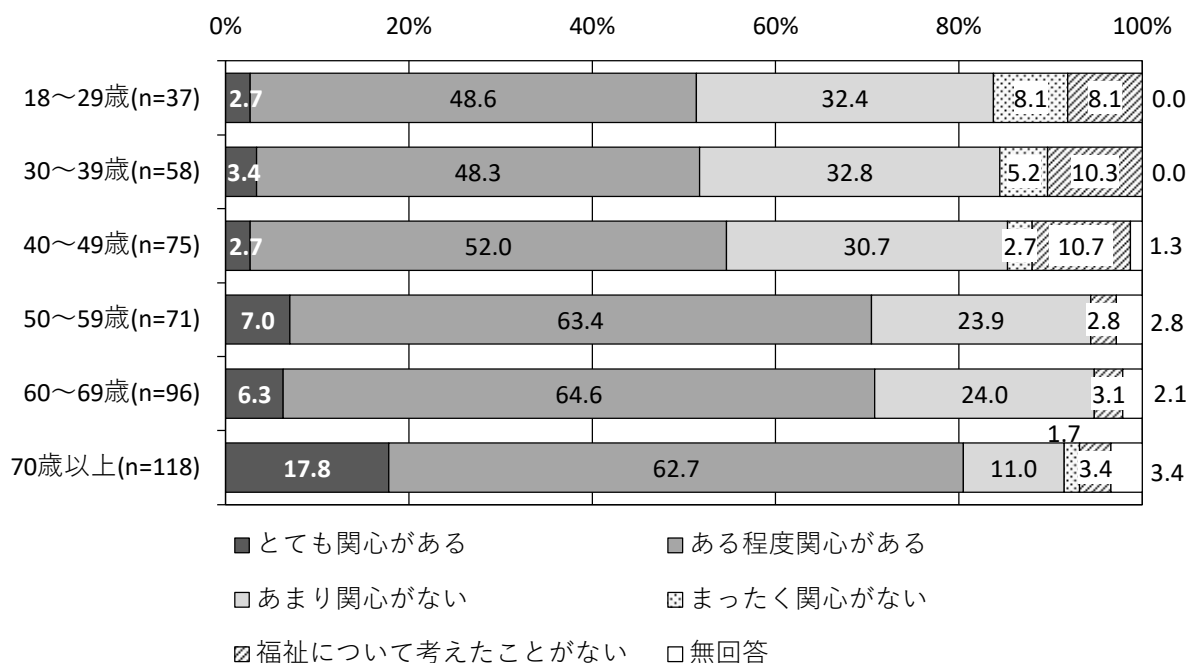
《地域福祉の関心度（年齢階級別）》



《参考：A町（人口約3千人）の地域福祉の関心度》



《参考：B町（人口約3万人）の地域福祉の関心度》



ポイント
課題

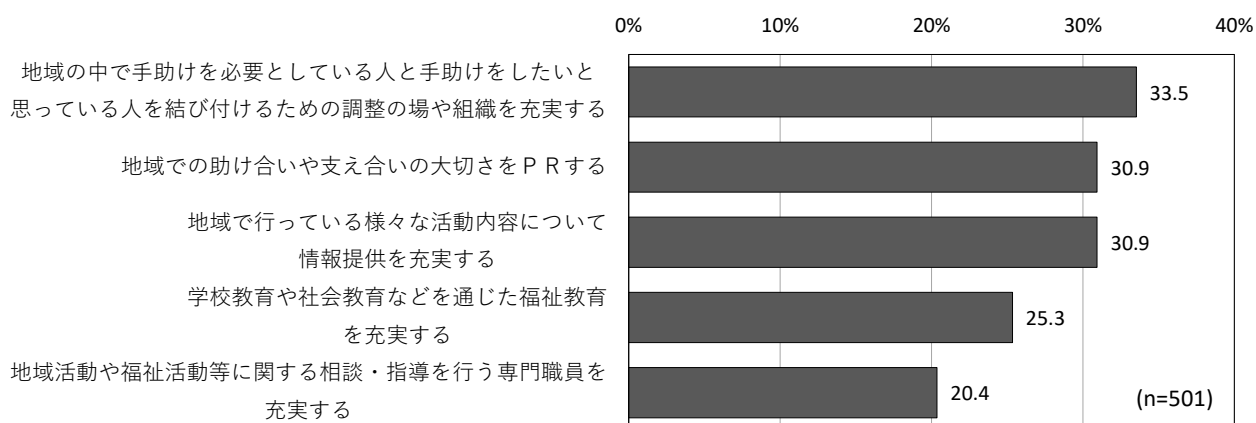
- 「地域福祉」は日常的にはそれほどなじみがない言葉でありながら、妹背牛町は地域福祉に「とても関心がある」と回答した方が各年齢階級で約10%いる状況にあり、他自治体と比べて地域福祉への意識の高さがうかがえる一方、18歳から50歳未満の方には地域福祉の関心度に2極化の傾向がみられる状況です。
- 地域活動の「支え手」としての役割を担って頂く方を増やしていくため、今後も、地域福祉の周知・啓発活動や地域活動への参加のきっかけづくりを継続していくことが必要です。

(4) 助け合いの輪を広げるために重要なこと

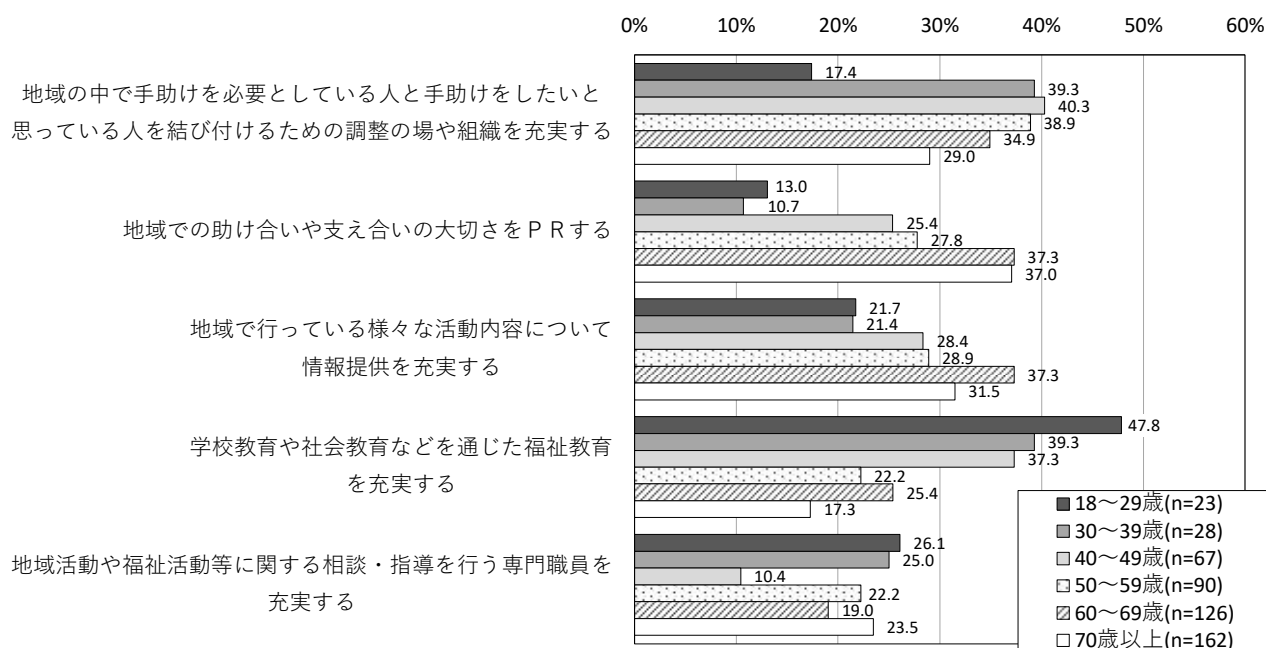
■助け合いの輪を広げるために重要なことを全体でみると、「地域の中で手助けを必要としている人と手助けをしたいと思っている人を結び付けるための調整の場や組織を充実する」が33.5%で最も多く、支援する方とされる方を結び付ける仕組みづくりが重要であると回答した方が多い結果となっています。

■年齢階級別でみると、18～49歳は「学校教育や社会教育などを通じた福祉教育を充実する」が他の年齢階級と比べて高くなっている状況です。

《助け合いの輪を広げるために重要なこと（抜粋）》

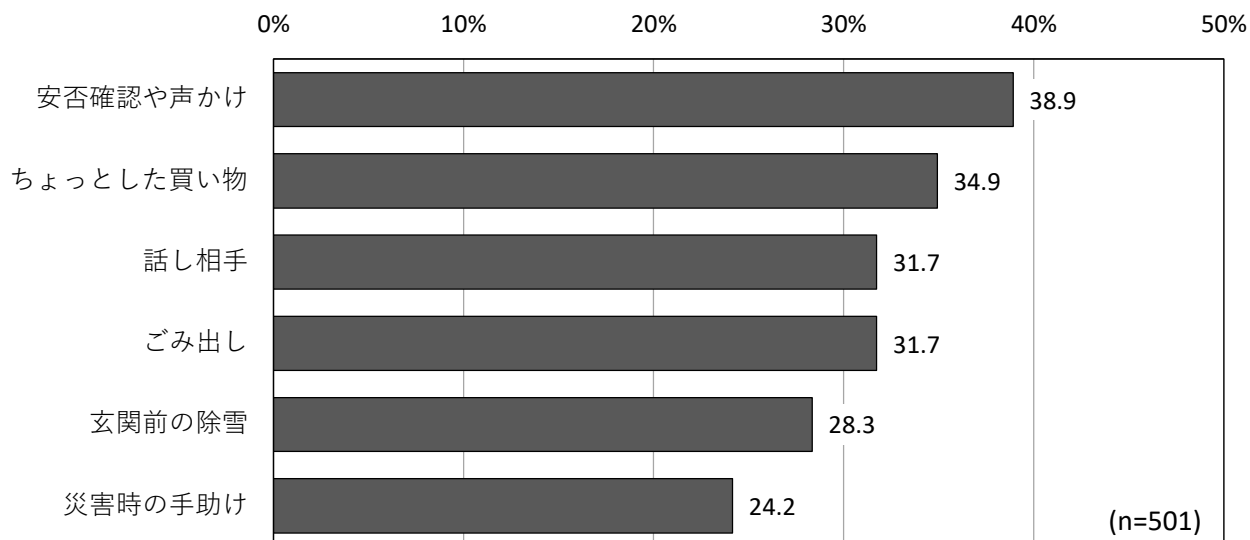


《助け合いの輪を広げるために重要なこと（年齢階級別／抜粋）》



■近所や地域の人のために自分ができるところを全体で見ると、「安否確認や声かけ」が38.9%で最も多く、次いで「ちょっとした買い物」(34.9%)が続いています。

《近所や地域の人のために自分ができるところ(抜粋)》



ポイント

課題

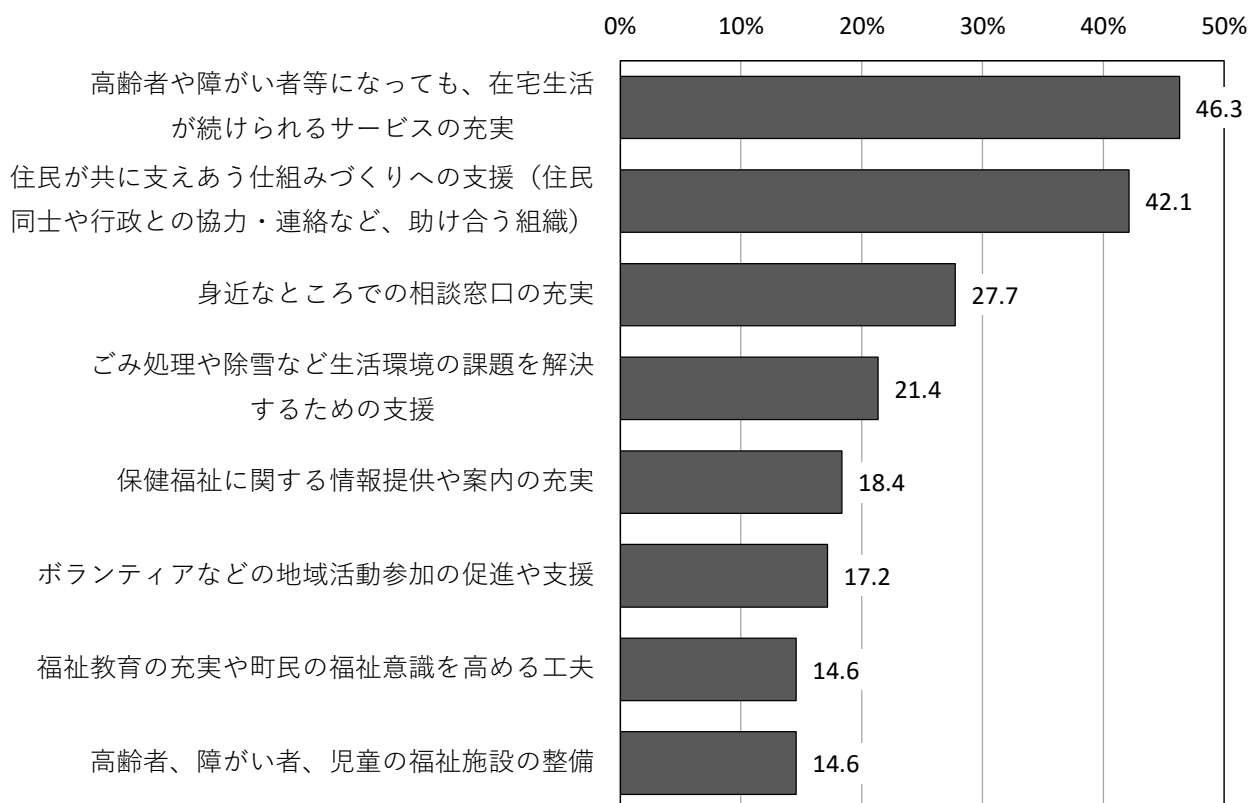
■地域において助け合いの輪を広げるためには、支え手と受け手の支え合いや助け合いを促す仕組みづくりが必要であると認識されています。ボランティア活動としては社会福祉協議会によりボランティアセンターが運営されていますが、その活動をさらに充実させていく必要があると考えられます。

■近所や地域の人のために自分ができるところの回答では、日常生活で必要となる「買い物」や「ごみ出し」、「除雪」が上位回答となっており、住民ニーズを踏まえた上で、これらを含む日常生活支援サービスを提供するための仕組みづくりを今後も考えていく必要があります。

(5) 地域福祉の充実のために町が積極的に取り組むべきこと

■地域福祉の充実のために町が積極的に取り組むべきことは、全体で見ると「高齢者や障がい者等になっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」が46.3%で最も多く、次いで「住民が共に支えあう仕組みづくりへの支援（住民同士や行政との協力・連絡など、助け合う組織）」が42.1%で続いています。

《地域福祉の充実のために町が積極的に取り組むべきこと（抜粋）》



ポイント

課題

■地域福祉の充実に向けて、福祉サービスの維持・充実は非常に大切です。公的な福祉サービスは民間事業者の参入が進まない状況にありますが、平成29年度の制度改正に伴い、介護予防と生活支援を組み合わせたサービスを市町村が提供する「新しい総合事業」への取組が進められています。

■地域によって取り組むべき施策が異なることや、個人においても生活支援のニーズは多様化していると考えられるため、ニーズの把握を進めるとともに、サービスを提供する担い手の確保や支え合いの仕組みづくりが今後も必要になると考えられます。

7. 関係団体ヒアリングにおける主な意見

(1) ボランティア活動について

- 妹背牛町にはボランティアのしっかりした組織があるわけではないが、何か支援を行う際に募集をかけるとボランティアに協力してくださる方が結構いることがわかった。しっかりした組織を構築する形よりも都度募集をかける形のボランティア活動の方が妹背牛町には合っていると感じている。

(2) 地域の支え合い活動について

- 結局は関係性が築かれていないと、本人が困ったときにSOSを出してくれない。支援を必要としている人は潜在的にいるのではないかと考えている。
- 住民支え合いマップの作成では、協力員の方たちは私たちがわからないことまで知っていて、地域の現状をより理解ができるということがわかった。地域の福祉活動にも町内会にも参加しない、独居の可能性の高い高齢者にどのように声かけをし、支えていけばいいのかなど、協力員の方たちの話し合いから学習できたことが一番大きな利益だったと思う。
- 「わかち愛もせうしひろば」は場所的にもいいし、この場所を拠点に何か集まれるようなことをやったらいいのではないかと思う。内容については今は思いつかないが、集まりやすい場所だと思うのでここを中心にやるのがいいと思う。

(3) わかち愛もせうしの活動について

- ふまねっとなどの活動はすでにメンバーが固定化されていて入りにくい面があることや、自分の友達は「一人では絶対に嫌だ」という方もいる。趣味でもそうだが、いきなり入っていくのは入りづらく、誰か一緒に入る人がいればという方が意外と多い。
- 引っ張ってってくれるリーダーがいれば、熱意に引き込まれる。勉強しなくてはいけないし、時間もつくらなくてはいけないので活動は大変だが、それに勝るものがある。
- 私は、最初先生に「ちょっと手伝ってくれるかい」といわれ、2、3回手伝ったらそれでいだろうと軽い気持ちで参加した。来ているうちに虜になってしまって、今は皆さんのお世話になっている。
- 福祉のまちづくりというのはただ計画を立てればできるというのは大間違いだと思っている。方針や基本目標など、それを動かすのは人間だからその人間をどうやって動かしていくかが、トップに立つ人間だとか、町民に選ばれた議員さんだとかそういう人たちがどのように私たちの方に目を向けているかが大事だと思っている。

(4) 町内会の在り方について

- 町内会に老人福祉委員など福祉担当の委員をつくって頂いて、その委員に私たちが相談できるそういった委員がいればもっと良くなるのではと思っている。
- 町内会が高齢化と限界集落化が進んでおり、町内会自体が存続できるかどうかまで来ているが、そのあたりを行政がどういう風に考えているのか知りたい。
- 町内会の在り方に関しては連合会主導といってもなかなか回らないので、行政指導でどちらかといえば町内の在り方、業務の関わり方、そういったところを見直してほしいというのが正直ある。
- 農家地区の方が逆にまとまりがあってきちんとした枠組みがどんどん見直されているが、市街地区はなかなか思うようにいかない。もう少し行政が力を入れて組み合わせを変えていかないと難しくなるかなと思う。農家地区で農業をリタイアし、街に住む方が最近増えてきているので、そうした傾向から考えると行政からの力添えがほしいと思っている。

(5) 妹背牛町が力を入れるべき取組について

- 「わかち愛もせうしひろば」は多目的に交流のできる施設となっているが、地域住民の話を汲み取って、さらに皆が交流しやすいような場所になればと思っている。
- 福祉委員の設置を社会福祉協議会から投げかけたとしても全部の町内会に設置してもらうことは難しい可能性がある。行政からの働きかけで、町内会に福祉委員を設置することができれば、より細かい動きというか密な関係性が地域の中でつくれるのではないかと思っている。
- 今年、小規模多機能型居宅介護の事業所が閉鎖になってしまった。在宅支援サービスとして小規模多機能型居宅介護は利用者にとっては非常に便利なサービスなので、事業所の整備をぜひとも検討してほしい。
- 町に老健りぶれはあるが、いわゆる中間施設という位置付けの中でなかなか終の棲家にはなれないというのがある。できれば地域密着型特養の整備を含めて長期的に検討してほしい。せめて「町民だけは最後まで面倒を見るんだ」というスタンスを町にとって頂けるようお願いしたい。

第3章 計画の基本的考え方

1. 目標と基本理念

本町では、高齢化の進行とともに、世帯の小規模化や高齢者のみの世帯の増加が確実に進んでいます。また、社会経済状況の大きな変動の中、個人の価値観やライフスタイルの多様化も進んでいます。

家族や地域における「つながり」が薄れつつある現在、高齢者や子どもたち、障がいのある人たち等、地域に暮らす人々が、地域を構成するかけがえのない一人として生活していくためには、すべての住民が住み慣れた家庭や地域において、お互いを思いやる心を持ち、共に助け合うことが大切です。そして、特定の人が特定の人を「支える」一方向の関係ではなく、「支え合う」双方向の関係を築き、その関係性を深めていくことが重要です。

本計画の上位計画である「第9次妹背牛町総合振興計画」では、「小さなまちから、広がるつながり、暮らしやすいまち」を町の将来像に掲げ、福祉分野の大綱として「地域が支えるやさしいまちづくり」を設定し、様々な福祉施策を推進してきました。

本計画においては、町の将来像や福祉分野の大綱を念頭に置き、「わかち愛」をキーワードとして地域における人と人とのつながりやお互いの関係性を深めていくための仕組みをつくることを目指します。

そして、妹背牛町地域福祉実践計画「わかち愛もせうし」と連携により地域福祉の充実を図っていくという思いを集約し、次の目標と基本理念を掲げてその実現を目指します。

《目標》

**ここで 幸せに生きるために 福祉でまちづくり
～わかち愛もせうしを実現しよう～**

《基本理念》

**つながりとぬくもりで創る
心豊かな「わかち愛」のまち もせうし**

2. 基本目標

目標及び基本理念の実現に向けた本計画の基本目標として、以下の4つの柱を設定します。

(1) わかち愛を育み、高める

～福祉の心（意識と感性）を育て高める取組～

ライフスタイルの変化により地域に関心をもつ方が減少しています。地域住民や隣人等との関係の中で困っている人を支え合うことのできる環境づくりのためには日頃からのあいさつや声かけ等を通じた顔の見える関係づくりが重要です。

地域での助け合い・支え合いの推進に向け住民一人ひとりの地域福祉への理解・関心の醸成を目指すとともに地域での交流の場を提供し世代間交流や互いに支え合う仕組みをつくります。

また、地域活動への参加を促すため地域の担い手となる人材の確保や地域活動への参加促進を進めます。

(2) わかち愛を広げ、強める

～支え合いのぬくもりに満ちた地域を創る取組～

地域に住むすべての人が住み慣れた地域で安全・安心で自分らしい生活を送ることができるよう、見守り体制の構築や災害時などの緊急時への対応ができる体制をつくります。

また、認知症や障がいによって不利益を生じることがないように、成年後見制度の利用促進に向けた取組や、権利擁護の推進を図ります。

(3) わかち愛を紡ぎ、創る

～困りごとを解決する取組～

近年地域を取り巻く課題は多様化・複雑化しており既存の福祉サービスだけでは解決が難しいケースがみられるようになっていきます。

町民一人ひとりに応じた福祉サービスの提供を行うことができるようニーズの把握や提供体制の整備を進めるとともに妹背牛町社会福祉協議会・福祉関係団体・事業所等が連携を強化し包括的な相談支援やサービスを提供できる体制をつくります。

(4) わかち愛を束ね、福祉力に変える

～地域の福祉課題に立ち向かう協働態勢を創る取組～

人口が減少し高齢化が進む中、生活に身近な地域課題として空き家の増加、地域役員の後継者不足、移動手段の確保、買い物支援、ごみの排出等といった問題が深刻化しています。

これらの課題に対応すべく、地域福祉をさらに充実したものとするために、町内会、民生委員・児童委員、NPO、社会福祉協議会、その他地域福祉活動を担う関係者等が、協働・連携できる仕組みづくりを進めます。

また、地域において活動する人材や、ボランティアの育成を進め、地域における助け合い、支え合いを後押しします。

3. 地域福祉を担う各主体の役割

(1) 町民の役割

個人の尊厳が尊重され、多様性を認め合うことができる地域社会をつくり出していくためには、住民参加による地域づくりを推進していくことが重要です。また、これからは、個人の生活課題と向きあう中で、地域の課題を主体的に捉える意識も求められています。

まずは地域に目を向け、次に各種研修や講座、地域での集まり、ボランティア活動などへの参加により、地域における困りごとを他人事ではなく主体的に捉え、行政等と協働し、見守りや簡単なお手伝いなど、気軽なものから取り組むことで、地域の一員として活動することが期待されます。

(2) 地域団体の役割

NPO法人、老人クラブ、障がい福祉団体等の町民団体及び町内会等の地域団体は、各団体の特性を活かしながら、各々の活動を実践し、地域福祉を推進していくことが求められます。

特に住民に身近な団体としての長を活かして活動する中で地域の課題を把握し、団体間の連携・協力、さらには妹背牛町社会福祉協議会や町（行政）との協働により、地域の課題解決に向けて取り組むことが期待されます。

(3) 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、高齢者、障がいのある人、子ども、子育て世帯、生活困窮者等、援助や支援を必要としている人から相談を受け、関係機関や福祉サービスにつなげる橋渡し役として活動することが求められます。

また、災害発生時には要配慮者の避難支援や安否確認、住民の避難所生活における相談や支援など、地域を見守る様々な活動を行うことが期待されます。

(4) 事業者の役割

事業者は、地域における重要な社会資源として、福祉サービスの実施や質の確保、情報提供だけでなく、地域住民・地域団体からの相談を通じて、相談者やその世帯が抱える生活課題を把握し、必要に応じて適切な機関につないでいくことが求められています。

また、民生委員・児童委員、町内会など他の主体との連携を図るとともに、行事参加等を通じ、地域の一員として積極的に関わる中で、事業者の有する知識や技術を地域に提供していくことが期待されます。

さらに、企業、NPO等、地域の多様な主体と協働・連携して、複雑化・複合化する地域生活課題の解決を図り、地域共生社会の一翼を担っていくことが期待されます。

(5) 妹背牛町社会福祉協議会の役割

妹背牛町社会福祉協議会は、地域福祉の推進主体として地域福祉活動への住民参加の促進や、行政と連携し、関係機関との調整や協力関係をつくる役割などを担っています。

引き続き、町民の自発的な活動の支援やボランティア、福祉人材の育成等への支援等を行い、また、各団体や事業者等のネットワーク化、福祉教育の推進のほか、地域の課題解決に向けた事業の実施など、様々な取組を行うことが期待されます。

さらに、町（行政）と協働して、妹背牛町社会福祉協議会で策定した地域福祉実践計画「わかち愛もせうし」と妹背牛町地域福祉計画との整合を図りつつ、共に地域福祉を進めることが期待されます。

(6) 妹背牛町の役割

町は、町民の福祉向上に責任を負う主体として、様々な施策を効率的・効果的、かつ総合的に推進し、公的な福祉サービスを適切に実施する役割を担います。

また、町民や関係団体、事業所、妹背牛町社会福祉協議会の活動を支援し、地域福祉を推進するための基盤整備を進め、地域では解決できない課題に対し、関係機関と連携し、必要に応じた福祉サービスを提供します。

さらに、妹背牛町社会福祉協議会やNPO法人「わかち愛もせうし」と連携して、地域住民が自ら暮らす地域の課題を主体的に捉えられるような地域づくりの取組、様々な相談を受けとめる場の整備、相談機能の協働・ネットワーク体制づくりなど、包括的な支援体制を整備していきます。

包括的な支援体制の構築に向け、「本人・世帯の属性にかかわらず受けとめる、断らない相談支援」、「本人・世帯の状態に合わせ、地域の資源を活かしながら、就労支援、居住支援等を提供することで社会とのつながりを回復する、参加支援」、「地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する、地域づくりに向けた支援」を進めていくことが重要になります。

第4章 施策の展開

1. わかち愛を育み、高める ～福祉の心（意識と感性）を育て高める取組～

近年は一億総活躍社会づくりが進められる中、福祉の分野においても、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域の住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。

■現状と課題

- 地域福祉懇談会は新型コロナウイルス感染症の影響により実施できていません。作戦会議については、生活支援体制整備事業の一環として取り組んでいることから、できる範囲で開催し、地域課題の発見と基盤づくりを進めていく必要があります。
- 「わかち愛もせうしひろば」を活用し、社会福祉協議会やNPO法人「わかち愛もせうし」を中心に交流活動が展開されていますが、参加者の拡大に向けた情報発信が課題となっています。
- 小学校では、総合的な学習の時間において、「福祉」を学習テーマの一つとして地域学習の際に取り扱う計画となっていました。新型コロナウイルス感染症の影響により高齢者施設の見学や交流学習が難しい現状となっています。
- 社会福祉協議会がまちかどアドバイザーを養成していますが、このような取組を含め、今後も人材育成を図っていく必要があります。

■アンケート調査より

- 近所付き合いの考え方として、「近所であいさつをしたり、協力することは当然だと思う」は54.7%、「助け合って暮らしていくことが大切だと思う」も25.3%となっており、町民には地域福祉に関する素地が十分にあると考えられます。
- 地域における災害時の備えとして重要なことを全体で見ると、「日頃からのあいさつ、声かけや付き合い」が47.3%で最も多く、災害時の助け合いとして声かけや近所付き合いが重要であることは一定程度認識されていると考えられます。
- 地域福祉に関心のある人は全体の70.1%を占めており、町民の地域福祉への関心度は高いと考えられます。

■関係団体ヒアリングより

〇引っ張ってってくれるリーダーがいれば、熱意に引き込まれる。勉強しなくてはならないし、時間もつくらなくてはならないので活動は大変だが、それに勝るものがある。

(1) わかち愛活動の推進

「わかち愛」の考え方や福祉意識の向上を図るため、NPO法人「わかち愛もせうし」をはじめとする地域住民による主体的な活動を支援します。

■主な取組

取組	取組内容	担当課 実施主体
地域懇談会の開催支援	地域における身近な問題点、要望や提案など、誰もが率直に意見交換ができる場として、地域における地域懇談会の開催を支援します。	健康福祉課 福祉グループ 社会福祉協議会
NPO等への支援	社会福祉協議会と連携しながら、NPO法人「わかち愛もせうし」など地域住民が主体となって実施する活動への支援を行います。	健康福祉課 福祉グループ 社会福祉協議会

(2) 福祉教育の推進と人材づくり

住民の福祉に対する意識・認識の向上を図るとともに、お互いを理解し尊重し合う心を育むため、子どもの頃からの福祉教育をはじめ、住民の様々な交流や学びの機会等を通じて福祉教育を推進し、福祉の心を啓発します。

また、地域で地域を支え合う人や団体の活動と地域の様々な資源を連携による地域福祉の推進に取り組みます。

■主な取組

取組	取組内容	担当課 実施主体
福祉についての広報・啓発	広報もせうしや町ホームページなど各種媒体を用いた広報活動、出前講座やイベントの開催等を通じて住民の福祉意識を高めます。	健康福祉課 福祉グループ
学校における福祉学習の推進	お互いに認め合い、助け合い、共に生きる共生社会づくりに向け、福祉施設訪問やボランティア活動等を通じて支え合うことの大切さを啓発します。	教育課 学校教育グループ 社会福祉協議会

取組	取組内容	担当課 実施主体
地域における交流活動への支援	「わかち愛もせうしひろば」を中心として実施される町民による様々な交流活動を支援します。	健康福祉課 福祉グループ 社会福祉協議会
地域活動を担うリーダーの育成	地域住民や地域活動団体等に対して、地域活動を担うリーダーなどの人材育成に向けて、活動にあたって必要となる技能を習得し向上できるよう、様々な分野の研修や講座の実施を支援します。	健康福祉課 福祉グループ 社会福祉協議会

2. わかち愛を広げ、強める ～支え合いのぬくもりに満ちた地域を創る取組～

地域で安心して暮らすことのできる社会を実現するため、地域支援体制の整備を推進するとともに、地域福祉活動・交流の場の環境の整備など、「公助」「互助・共助」を中心とした環境づくりが必要とされています。

また、住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるように、災害発生時において避難等に支援を要する高齢者、障がい者、乳幼児等いわゆる避難行動要支援者への支援を含めた地域での防災体制の充実が求められています。

併せて、高齢化の進行に伴い、認知症高齢者は今後増加が見込まれます。判断能力の不十分な人を法的に保護し、支援するための制度として成年後見制度が設けられていますが、その周知や利用促進が求められています。

■現状と課題

- 成年後見制度に関して、町長の成年後見審判の申し立てと、申し立てに要する費用の負担及び成年後見人、保佐人又は補助人の報酬に対する扶助を行っていますが、事業を利用する支援者が少ない状況にあります。制度の広報活動を含め、制度の周知を行い、利用促進につなげることが課題となっています。
- 高齢者見守りの電話サービスは現在実人数で7人の方が登録し、週に1～2回、曜日を決めて電話しています。
- 民生委員児童委員協議会や社会福祉協議会の高齢独居者訪問等の活動では、対象者の現況（入院入所等）を情報提供という形で町は協力を行っており、心配のある方については町に情報提供を受けています。
- 一人暮らしに対するインフォーマル的な支援及び地域支援事業、NPO法人わかち愛もせうしの活動等は見守り活動に必要不可欠と考えています。

■アンケート調査より

- 地域で協力して行った方がいいと思うことは「ひとり暮らし高齢者の見守り活動」が41.3%で、地域での見守り活動を広げていくことが求められています。
- 近所や地域の人のために自分ができることを全体で見ると、「安否確認や声かけ」が38.9%で最も多くなっています。日常生活が不自由になったときにしてほしいことの回答でも「安否確認や声かけ」は上位回答であることから、「安否確認や声かけ」は地域における支援としてより充実を図っていくことができると考えられます。
- 災害などの緊急時の災害時要支援者への対応を全体で見ると、「自発的に手助けする、手助けしてもいい」が60.5%で最も多く、次いで「町内会から要請があれば、手助けする」(16.8%)が続いています。

■関係団体ヒアリングより

- 「わかち愛もせうしひろば」は場所的にもいいし、この場所を拠点に何か集まれるようなことをやったらいいのではないかと思う。内容については今は思いつかないが、集まりやすい場所だと思うのでここを中心にやるのがいいと思う。
- 「わかち愛もせうしひろば」は多目的に交流のできる施設となっているが、地域住民の話をくみ取って、さらに皆が交流しやすいような場所になればと思っている。

(1) 人としての尊厳を護る風土づくり

認知症や知的・精神障がい等で判断能力の十分でない人の人権・権利が尊重され、地域で自立して暮らせるように、権利擁護に関して周知・啓発を行います。

また、高齢者への虐待、障がい者への虐待、子どもへの虐待、男女間の暴力等の早期発見と早期対応を推進します。

■主な取組

取組	取組内容	担当課 実施主体
人権尊重の推進	様々な差別や偏見をなくし、一人ひとりの人権が守られるように、人権に関する啓発等を通じて住民の理解を促進します。 併せて、人権相談など人権擁護委員の活動を支援します。	健康福祉課 福祉グループ
虐待防止の推進	子どもへの虐待、高齢者や障がい者への虐待、男女間の暴力等に関する情報提供と未然防止のための周知啓発を図ります。 また、身近に相談できる窓口として、地域包括支援センターなどの相談窓口について住民に周知を図ります。	健康福祉課 地域包括支援グループ 健康福祉課 健康グループ 健康福祉課 福祉グループ
日常生活自立支援事業の周知	判断能力が十分でない人が地域において自立して生活ができるよう、福祉サービスの利用援助、金銭管理など、利用者の権利を擁護するため、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業に関する周知を図ります。	健康福祉課 福祉グループ 社会福祉協議会

(2) 居場所づくりの推進

住民同士が気軽に交流したり体験できる場づくりと地域における取組を支援するとともに、地域食堂等を活用し、障がい者等も含めた様々な住民が集える共有スペースの構築を目指します。

■主な取組

取組	取組内容	担当課 実施主体
地域づくり事業 (重層的支援体制整備事業)	多世代交流の場である「わかち愛もせうしひろば」を活用し、生活支援コーディネーターやまちかどアドバイザー等の取組により、様々な年代の住民同士が出会い、支え合う関係づくりへの支援を行います。	健康福祉課 福祉グループ 社会福祉協議会
介護者サロンへの支援	介護者の悩み相談や息抜きをするための居場所となる「介護者サロン」の運営を支援します。	健康福祉課 福祉グループ 健康福祉課 地域包括支援 グループ 社会福祉協議会
公共施設のバリアフリー化の推進	公共施設の計画的な改修に合わせ、施設のバリアフリー化及びユニバーサルデザイン化を推進します。	建設課 建設グループ

(3) 支え合うわかち愛地域づくり

地域での日常的なふれあいが支え合い活動にもつながることから、見守りが必要な高齢者や障がい者、子ども等を地域で把握し見守り体制の充実を図ります。

■主な取組

取組	取組内容	担当課 実施主体
高齢者の見守り活動の推進	民生児童委員友愛訪問やふれあい訪問等を通じて一人暮らし高齢者等への見守り活動を推進します。 また、関係団体や町内会との連携を深め、全町的な見守り体制の構築に向けた検討を進めます。	健康福祉課 福祉グループ 健康福祉課 地域包括支援 グループ 社会福祉協議会
身寄りのない方の死後事務の支援	身寄りのない方が亡くなった後の葬儀や家財の処分、行政への届け出など死後事務の代行の支援について検討を進めます。	健康福祉課 福祉グループ 社会福祉協議会

取組	取組内容	担当課 実施主体
地域支え合いマップの見直し	地域支え合いマップの見直しを行い、支援が必要な人や支援者の情報を整理・見直しを行い、地域における支え合い支援の情報共有を図ります。	健康福祉課 福祉グループ
SOSネットワークの周知・啓発	一人歩きの可能性のある認知症高齢者等を速やかに発見・保護するため、SOSネットワークの周知・啓発を図るとともに、登録の勧奨を行います。	健康福祉課 地域包括支援 グループ
子どもの安全対策の推進	子どもが不審者から声をかけられた場合などに駆け込むことができる「子ども110番の家」の設置箇所数を増やします。	健康福祉課 福祉グループ

(4) 安全・安心の地域づくり

地域において安心して暮らせるように、「自分たちの地域を自分たちで守る」意識をもって、災害に強いまちづくりを進めるとともに、地域ぐるみの防犯活動及び交通安全活動を推進します。

■主な取組

取組	取組内容	担当課 実施主体
防災に関する周知啓発の推進	広報もせうしや防災ハザードマップ等を通じて、地域住民に対する防災知識の普及・啓発を図ります。 また、災害発生時の被害を少なくするため、地域住民を対象とした防災訓練を年に1回実施します。	総務課 総務グループ
避難行動要支援者への支援	庁内関係各課や関係機関と連携して避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者名簿の更新を行うとともに、避難支援個別計画の策定を推進します。	健康福祉課 健康グループ
地域における防災活動の推進	自治会等单位で防災訓練を実施するため、町の防災訓練等で各地域に防災組織の指南役であるリーダー的な人材を育成します。 併せて、自主防災組織の結成に向けた取組を推進します。	総務課 総務グループ
防災用資機材及び災害時備蓄品の整備	役場庁舎及び避難所への防災用資機材や災害時備蓄品の整備を推進します。	総務課 総務グループ
防犯体制の充実	祭典時における市街地の夜間パトロールや歳末の全町パトロールを継続します。 また、広報もせうし等により防犯に関する情報提供に努め、地域の安全確保を図ります。	総務課 総務グループ

取組	取組内容	担当課 実施主体
交通安全教育の充実	子どもたちや高齢者等を交通事故から守るため、関係機関、団体等と連携を密にし、交通安全教育の充実を図ります。	総務課 総務グループ
管理不全空き家への対応	適切に管理されておらず、そのまま放置することで安全面及び衛生面等で有害となる恐れのある空き家に関して、空き家管理の指導など適切な対応を行います。	企画振興課 企画振興グループ
再犯防止対策の推進	犯罪（再犯を含む。）や非行の未然防止のため、町民の防犯意識と地域ぐるみの見守り体制を含めた総合的な防犯活動を推進します。 また、犯罪をおかした人や非行のある子どもが社会の構成員として受け入れられるよう、町民理解の促進を図ることで、安全で安心なやさしいまちづくりを目指します。	総務課 総務グループ
社会を明るくする運動の普及啓発	毎年7月に犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの理解を深め、犯罪のない地域社会を築くための「社会を明るくする運動」の実施を支援し、保護司会をはじめ、警察や防犯協会など関係機関と連携し、その普及啓発に努めます。	健康福祉課 福祉グループ

（5）成年後見制度の利用促進

成年後見制度とは、認知症又は精神上の障がい等により判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な方について、成年後見人・保佐人・補助人がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護する制度です。

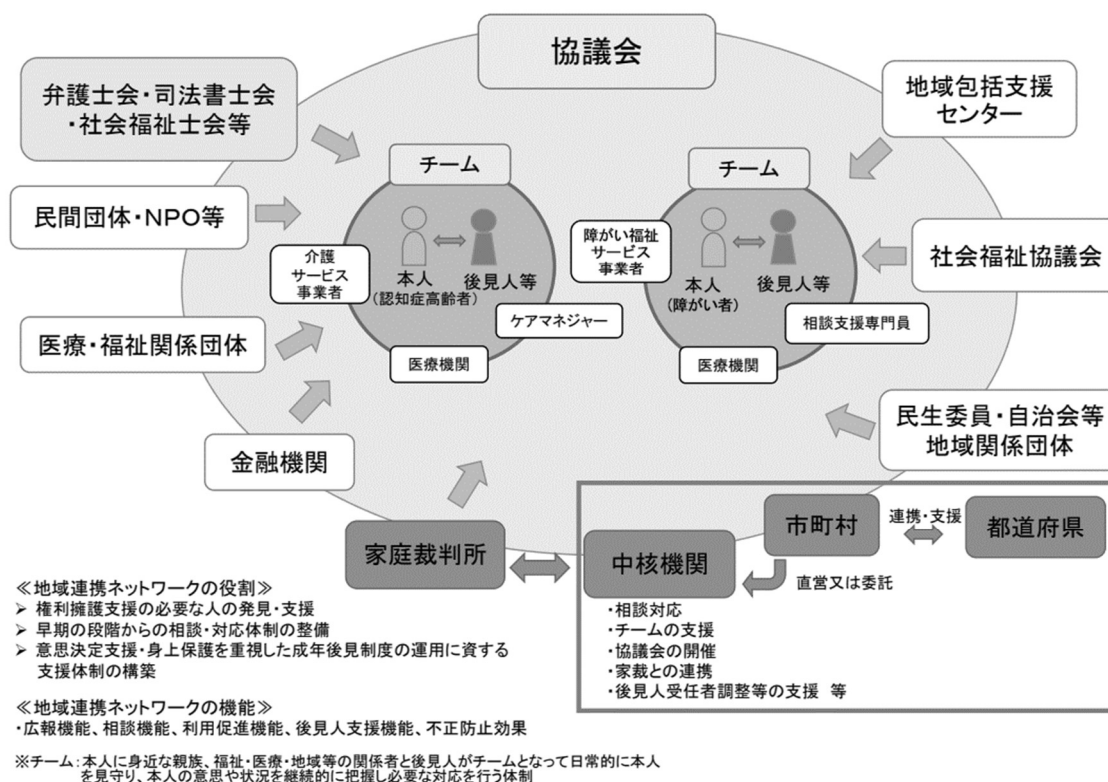
認知症や知的・精神障がい等で判断能力の十分でない人の権利を守り、地域での自立した暮らしを支援するため、成年後見制度の周知を図るとともにその活用促進を図るための体制整備を推進します。

■主な取組

取組	取組内容	担当課 実施主体
成年後見制度の利用促進	判断能力が不十分な高齢者や障がいのある人が必要な制度の利用により住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、成年後見制度等の普及啓発を図るとともにその利用を促進するため、成年後見制度の利用に係る費用の助成や町長申立を実施します。	健康福祉課 地域包括支援 グループ 社会福祉協議会

取組	取組内容	担当課 実施主体
権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備	<p>地域連携ネットワークとは、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。</p> <p>北空知1市4町が連携により、「チーム」「協議会」「中核機関」の要素によって構成される地域連携ネットワークの整備を推進します。</p> <p>また、地域連携ネットワークの整備により、成年後見制度の広報機能・相談機能・成年後見制度利用促進機能・後見人支援機能の4つの機能を段階的・計画的に整備し、不正防止効果にも配慮しつつ体制の構築に努めます。</p>	<p>健康福祉課 地域包括支援グループ</p> <p>健康福祉課 福祉グループ</p> <p>社会福祉協議会</p>
権利擁護人材の育成	<p>関係機関との連携により市民後見人養成講座を開催し、成年後見制度を支える人材の育成を図ります。</p>	<p>健康福祉課 福祉グループ</p> <p>社会福祉協議会</p>

《参考》地域連携ネットワークのイメージ



[出典]厚生労働省資料

《参考》 地域連携ネットワーク及び中核機関が担う4つの機能

機 能	概 要
広報機能	利用する本人への啓発活動とともに、支援を必要としている人を発見し支援につなげることの重要性などの周知啓発を行います。
相談機能	専門職団体や地域包括支援センター、医療・介護関係者、障害者相談支援事業所と連携し、制度に関する相談体制を整え、相談者の状況に応じた必要な支援につなげます。
成年後見制度利用促進機能	市民後見人の育成及び受任調整や、その後の活動支援を行います。また、必要に応じ適切な支援を行うための多職種連携の協議の場を調整します。
後見人支援機能	市民後見人や親族後見人からの相談に応じるとともに、専門的知見が必要なケースについて、専門職団体や関係機関を含めたケース会議の開催などを行います。

3. わかち愛を紡ぎ、創る ～困りごとを解決する取組～

各種福祉分野の法制度の改定を背景に福祉サービスが複雑化しており、町民にとっては適切な福祉サービスを選択し、利用することが難しくなっています。そのため、支援を必要とする人が適切に福祉サービスを利用できるよう、情報提供や相談支援体制の充実が必要です。

また、近年は社会環境や生活習慣の変化等により、ストレスを抱える人や生活習慣病にかかる人が増加しており、健康づくりに注目が集まっています。

町では、介護予防の実施等により、高齢者の自立支援を図っていますが、困難を抱える方も含めたすべての町民が、生涯にわたって健康に、地域でいきいきと暮らすことができるよう、社会参加の場をさらに充実していくことが必要です。

■現状と課題

- 本町においては、公的サービスのほかに高齢者や障がい者に向けた福祉サービスや生活支援サービスを行政直営、妹背牛町社会福祉協議会ならびに NPO 法人「わかち愛もせうし」への委託により実施していますが、事業主体や担い手不足が課題となってきました。
- 本町では、保健センター内に地域包括支援センターを設置し、その他各種福祉、保健相談窓口を設置しており総合相談窓口機能が確立されていますが、複合的課題の解決に向けて今後も連携を強化していく必要があります。また、相談利用者は増加傾向にあるため、対応できる供給体制の構築が課題となっています。
- 多様な主体間の情報共有及び連携・協働の場として地域ケア会議を定期的で開催しています。また、地域ケア会議の場を活用して「わかち愛もせうし推進協議会（協議体）」の体制強化も図っていますが、定期的で開催できていないことが課題となっています。
- 平成28年には「生活支援におけるネットワーク協定」を締結し、民間事業者との連携体制の構築も図ってきました。
- 令和3年度から重層的支援体制整備事業に取り組んでおり、社会福祉協議会の「まちかどアドバイザー」の取組や包括化推進員の配置などを通じて包括的な相談支援体制の強化を図っています。また、「わかち愛もせうしひろば」を拠点とする地域づくり支援や、ひきこもりや不登校の方の居場所づくり等を行う参加支援にも取り組んでいます。

■アンケート調査より

- 地域福祉の充実のために町が積極的に取り組むべきことを全体で見ると、「高齢者や障がい者等になっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」が 46.3%、「住民が共に支え合う仕組みづくりへの支援」が 42.1%で上位回答となっています。そのため、地域における助け合いを促進し、在宅サービスを充実させるための方策を地域と共に考えていくことが町に求められています。
- 近所や地域の人のために自分ができることを全体で見ると、「ちょっとした買い物」（34.9%）、「話し相手」「ごみ出し」（共に 31.7%）が上位回答となっていることから、これらの支援を地域における日常生活支援のメニューとして検討していくことも価値があると考えられます。

■関係団体ヒアリングより

○今年、小規模多機能型居宅介護の事業所が閉鎖になってしまった。在宅支援サービスとして小規模多機能型居宅介護は利用者にとっては非常に便利なサービスなので、事業所の整備をぜひとも検討してほしい。

○町に老人保健施設りぶれはあるが、いわゆる中間施設という位置付けの中でなかなか終の棲家にはなれないというのがある。できれば地域密着型特養の整備を含めて長期的に検討してほしい。せめて「町民だけは最後まで面倒をみるんだ」というスタンスを町に取って頂けるようお願いしたい。

(1) 福祉サービスの提供

住み慣れた地域で自立した生活を続けるには、様々な福祉サービスを利用して、生活を成り立たせなければなりません。福祉サービスを必要としている人は多様化しており、これまでのサービス事業所だけでは解決できない問題が出てくることも予想されます。

今後も福祉ニーズの把握に努め、既存の福祉サービスの充実を図るとともに、質の向上に取り組みます。

■主な取組

取組	取組内容	担当課 実施主体
生活支援コーディネーターの活動支援	第1層として地域包括支援センターに、第2層として社会福祉協議会に配置している生活支援コーディネーターの活動を通じて、地域の課題整理やニーズの把握、生活支援サービスの充実を図ります。	健康福祉課 地域包括支援グループ 社会福祉協議会
在宅サービスの充実	訪問介護、通所介護など在宅サービスの提供を継続するとともに、町外事業所との連携により在宅サービスの充実を推進します。 また、地域ケア会議における情報提供や事例検討を通じてサービスの質の向上を図ります。	健康福祉課 地域包括支援グループ
生活支援サービスの充実	日常生活に支援が必要な方に対し、配食サービス等の生活支援を継続します。除雪に関しては福祉除雪サービスを継続するとともに、担い手確保に向けた取組を推進します。 また、住民の生活に即した生活支援サービス創出の検討を進めます。	健康福祉課 福祉グループ 社会福祉協議会
移動支援の充実	一般の交通手段を利用することが困難な要援護高齢者等に対して、外出支援サービスを提供します。 また、移動支援の充実に向けて、福祉有償移送サービスの検討を進めます。	健康福祉課 福祉グループ

(2) 相談体制の強化

各種福祉制度の改正等が行われている中、支援やサービスが必要な人が必要な情報を得て、必要なサービスを利用できるように、その人の状況にあった情報提供に努めます。

また、身近な地域で相談できる体制づくりをさらに進めるとともに、多様化・複雑化する課題の解決に対応できる重層的な相談支援の体制づくりを進めます。

■主な取組

取組	取組内容	担当課 実施主体
包括的相談支援事業 (重層的支援体制整備事業)	地域包括支援センターなど専門性の高い相談窓口に加え、社会福祉協議会や「まちかどステーション」、「ほっと茶屋」など身近な相談窓口の設置を継続し、相談機関との連携により多様化する課題に対する相談支援体制の充実を図ります。	健康福祉課 福祉グループ 健康福祉課 地域包括支援 グループ 社会福祉協議会
参加支援事業 (重層的支援体制整備事業)	既存制度では対応できない狭間のニーズに対応するため、居場所づくりや本人や世帯の状況に合わせて社会とのつながりを回復できるよう支援を行います。	健康福祉課 福祉グループ 社会福祉協議会
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (重層的支援体制整備事業)	関係団体や地域等とのネットワークづくりを通じて、必要な支援が届いていない人の発見や支援を届けるための取組を推進します。	健康福祉課 福祉グループ 社会福祉協議会
多機関協働事業 (重層的支援体制整備事業)	既存の相談支援と地域づくりの取組を活用しつつ、関係機関や地域住民と連携・協働することで、複合的な課題に対応できる相談支援体制と地域づくりを推進します。	健康福祉課 福祉グループ 社会福祉協議会
地域ケア会議の開催	地域の介護事業所やNPO法人、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会など保健・医療・福祉関係者等が集まり、制度等の情報提供や意見交換等を行う地域ケア会議を月1回開催します。	健康福祉課 地域包括支援 グループ
生活困窮者等への自立支援の充実	関係機関と連携し、生活困窮者等の一人ひとりの実情を踏まえた支援を行うことにより、早期の自立を促進します。	健康福祉課 福祉グループ

(3) 高齢者支援の推進

高齢者の身体等の状況に合わせて、要介護状態の予防及び要介護度の重度化を防止するため、介護予防の取組を推進します。

また、今後増加が予想される認知症への対応を推進するほか、在宅医療と介護の連携強化を図ります。

■主な取組

取組	取組内容	担当課 実施主体
介護予防の推進	介護予防や健康づくりに関する基本的な知識を広く一般に普及するため、講演会の実施やパンフレットの配布、地域包括支援センターだよりの発行等、広報活動を行います。 また、「いきいき百歳体操」など地域における介護予防に資する自主的な活動の育成・支援を実施します。	健康福祉課 福祉グループ 健康福祉課 地域包括支援 グループ
認知症対策の推進	認知症サポーターの養成や学校教育における認知症の方を含む高齢者への理解の推進など、認知症への理解を深めるための普及・啓発を図ります。 また、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員、チームオレンジなど、認知症高齢者及びその家族を支援する体制の維持と充実を図ります。	健康福祉課 福祉グループ 健康福祉課 地域包括支援 グループ
在宅医療と介護の連携	北空知1市4町において共同設置した「北空知地域医療介護連携支援センター」への参画を通じて、地域医療及び介護サービスの総合的な提供体制の確保と連携について、継続的に協議・推進を図ります。	健康福祉課 福祉グループ 健康福祉課 地域包括支援 グループ
高齢者向け施設サービスの在り方検討	今後の高齢者人口減少を踏まえた上で、高齢者向け施設サービスの在り方に関する検討を進めます。	健康福祉課 福祉グループ

(4) 障がい者支援の推進

障がいのある人もない人も地域で安心して暮らすことができ、自分らしく本人が望む生活を送ることができるよう、町民に対する障がいや障がい者の理解促進を図るとともに、障がい福祉サービス事業者との連携により、障がい者及び障がい児を支援するサービスの充実に努めます。

■主な取組

取組	取組内容	担当課 実施主体
障がいに関する理解の促進	広報もせうしに障がい福祉関連の事業や制度、行事、福祉サービス等を掲載し、障がいや障がいのある人に対する理解や啓発活動を行います。	健康福祉課 福祉グループ 社会福祉協議会
社会参加の促進	障がい者の地域における社会参加を促進するため、障がい者のスポーツや芸術活動など多様な活動に参加する機会を確保します。	健康福祉課 福祉グループ
障がい福祉サービスの充実	近隣自治体の障がい者向けサービス事業者等と連携し、障がい福祉サービスの充実を図ります。	健康福祉課 福祉グループ
障がい児福祉サービスの充実	障がい児及びその家族を支援するため、障がい児福祉サービス事業者等と連携し、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障がい児福祉サービスの充実を図ります。	健康福祉課 福祉グループ

(5) 子育て支援の充実

共働き家庭をはじめ、専業主婦家庭やひとり親家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

■主な取組

取組	取組内容	担当課 実施主体
母子保健事業の推進	妊婦、乳幼児期から学童、思春期に至る各ステージにおいて、子どもの成長を親と一緒に確認しながら見通しを持って子育てしていけるよう関係機関との連携の下で支援していきます。	健康福祉課 健康グループ
教育・保育事業の推進	認定こども園妹背牛保育所において子どもの安全の確保に努めるとともに、多様な遊びや園行事の開催により、児童の心身の健やかな成長を促します。	健康福祉課 保育グループ 健康福祉課 福祉グループ
子育て支援サービスの充実	地域子育て支援事業や放課後児童クラブなど国が定める子ども・子育て関連サービスの拡充に努めます。	健康福祉課 保育グループ 健康福祉課 福祉グループ
子育て家庭の交流促進	「妹背牛町子育て世代交流施設 from☆Moko」の運営を通じて、子どもの遊び場を提供するとともに、子育て家庭の交流促進を図ります。	健康福祉課 健康グループ 健康福祉課 福祉グループ

取組	取組内容	担当課 実施主体
こども大綱に基づく子育て支援の推進	令和5年度に国が策定するこども大綱に基づき、少子化や子どもの貧困、引きこもり、不登校、ヤングケアラー等の実態把握とその対応を検討します。	健康福祉課 保育グループ 健康福祉課 福祉グループ

(6) 健康づくりの推進

地域ぐるみの健康づくりに向けて、健康増進、食育、望ましい生活習慣の確保を図るための施策・事業を推進します。

また、心の健康を維持するため、十分な睡眠の必要性やストレス解消法、相談先の周知など心の健康に関する周知啓発を推進します。

■主な取組

取組	取組内容	担当課 実施主体
健康づくりの周知・啓発	町民が健康に関する正しい知識を得られるよう、広報もせうし等を通じて健康に関する情報提供を行います。 また、町内回覧や町ホームページ、SNS等を活用して各種健診や健康教室などの情報を周知します。	健康福祉課 健康グループ
健康づくりの場の充実	ダイエット教室やサーキットトレーニング、ヨガ教室、生活習慣病予防教室など、健康教室の開催及び充実を図ります。	健康福祉課 健康グループ
健康診査の推進	生活習慣病の予防のために、各種健診の機会の提供や受診率の向上を図り、疾病の早期発見・早期治療や重症化予防を図ります。 また、健診結果にもとづき、食事や運動など生活習慣の改善に向けた支援を行います。	健康福祉課 健康グループ
心の健康対策の推進	心の健康について、知識の普及と早期に相談機関を利用するための周知・啓発を行います。 また、地域におけるネットワークの強化を図り、困難な状況にある人や生きづらさを感じている人とのつながりづくりを推進します。	健康福祉課 健康グループ

4. わかち愛を束ね、福祉力に変える ～地域の福祉課題に立ち向かう協働態勢を創る取組～

地域の課題が多様化・複雑化する中、地域で福祉分野の活動をする団体は、住民に身近な地域団体として、住みやすいまちづくりのための様々な活動を行っています。

今後も、団体活動が継続、さらに発展できるよう、場の提供や運営支援等を通じて活動を支援していきます。また、各団体の活動が地域の住民ニーズに幅広く対応できるように、様々な活動主体の連携を支援していきます。

また、ボランティアに関心のある住民が気軽に参加できるきっかけや仕組みづくりに取り組み、地域福祉の担い手の育成を進めます。

■現状と課題

- 町では地域福祉の推進役である妹背牛町社会福祉協議会への支援を様々な形で実施しています。令和3年度からは重層的支援体制整備事業を妹背牛町社会福祉協議会に委託し、包括的相談支援事業や地域づくり事業などの取組を推進しています。
- 本町では、民生委員児童委員協議会を定期的に開催し、地域課題の情報交換等を行っています。また、民生委員・児童委員をはじめ、各種相談員への研修はそれぞれ参加支援を行っています。
- ボランティア活動に関しては、社会福祉協議会がボランティアセンターを設置・運営しています。これまで、ボランティアの種類を増やし徐々に入り口の拡充を図ってきましたが、ボランティアセンターの周知がまだ不十分であると考えています。

■アンケート調査より

- 町内会への関わりの程度を全体で見ると「頼まれれば手伝いなどを引き受ける」が36.3%で最も多く、次いで「行事やお祭りには手伝いをしたり参加したりしている」が28.9%で続いており、積極的に参加している方を含めると約8割の方が町内会に関わりを持っており、地域福祉を進めるための基盤は一定程度整っていると考えられます。
- 助け合いの輪を広げるために重要なことを全体で見ると、「地域の中で手助けを必要としている人と手助けをしたいと思っている人を結び付けるための調整の場や組織を充実する」が33.5%で最も多く、支援する方とされる方を結び付ける仕組みづくりが重要であると回答した方が多い結果となっています。

■関係団体ヒアリングより

○妹背牛町にはボランティアのしっかりした組織があるわけではないが、何か支援を行う際に募集をかけるとボランティアに協力して下さる方が結構いることがわかった。しっかりした組織を構築する形よりも都度募集をかける形のボランティア活動の方が妹背牛町には合っていると感じている。

○町内会に老人福祉委員など福祉担当の委員をつくって頂いて、その委員に私たちが相談できるそういった委員がいればもっと良くなるのではと思っている。

(1) わかち愛もせうし協働推進ネットワークの構築と強化

本町の地域福祉を担う様々な主体への支援を行うとともにそれぞれの連携を促進し、地域における多種多様な課題の解決に向けた協働による取組を推進します。

■主な取組

取組	取組内容	担当課 実施主体
各町内会の活動支援	町内会が主体となって実施する様々な福祉活動を支援します。 また、社会福祉協議会との連携のもと、町内会活動のモデル地区を設定し、地域福祉活動のより一層の活性化を図ります。	健康福祉課 福祉グループ 社会福祉協議会
社会福祉協議会への支援	町における福祉の中心的担い手である社会福祉協議会の活動を支援します。 また、社会福祉協議会とより一層の連携強化を図り、福祉のまちづくりを推進します。	健康福祉課 福祉グループ
民生委員・児童委員への支援	町民の生活支援をするとともに、福祉サービスの調整及び相談役として活動している民生委員・児童委員の活動への支援を行います。	健康福祉課 福祉グループ 健康福祉課 地域包括支援 グループ

(2) 情報提供の拡充と充実

各種福祉制度の改正等が行われている中、支援やサービスが必要な人がタイムリーに情報を得て、適切なサービスを利用できるように、その人の状況にあった情報提供に努めます。

■主な取組

取組	取組内容	担当課 実施主体
相談機関との連携による情報の提供	地域包括支援センターをはじめ、様々な相談機関や民生委員・児童委員との連携により、情報提供体制の充実に努めます。	健康福祉課 福祉グループ
地域福祉に関する広報活動の促進	町ホームページや広報もせうし等による地域福祉に関する広報活動を継続するとともに、関係団体との連携やSNSの活用など様々な手法を用いて、地域福祉に関するPR活動の促進を図ります。	健康福祉課 福祉グループ

(3) ボランティアの充実

地域の様々な課題を地域で解決する取組が展開されるよう、ボランティアの養成及び活動の場づくりを行います。また、ボランティア活動の担い手を確保するため、ボランティアポイント制度の導入など、より良い制度づくりに向けた検討を進めます。

■主な取組

取組	取組内容	担当課 実施主体
ボランティア活動の促進	ボランティアコーディネーターを配置し、個人ボランティアやボランティア団体等の活動に対する相談・助言、調整等を行い円滑な活動を支援します。 また、ボランティアセンター登録団体・個人ボランティア等に対し必要な支援を実施するとともに、ボランティアに関する情報発信を行います。	健康福祉課 福祉グループ 社会福祉協議会
ボランティアポイント制度の推進	「わかち愛もせうしひろば活動事業」を実施するボランティアを対象にモスピーポイントを付与する取組を今後も継続します。	健康福祉課 地域包括支援 グループ

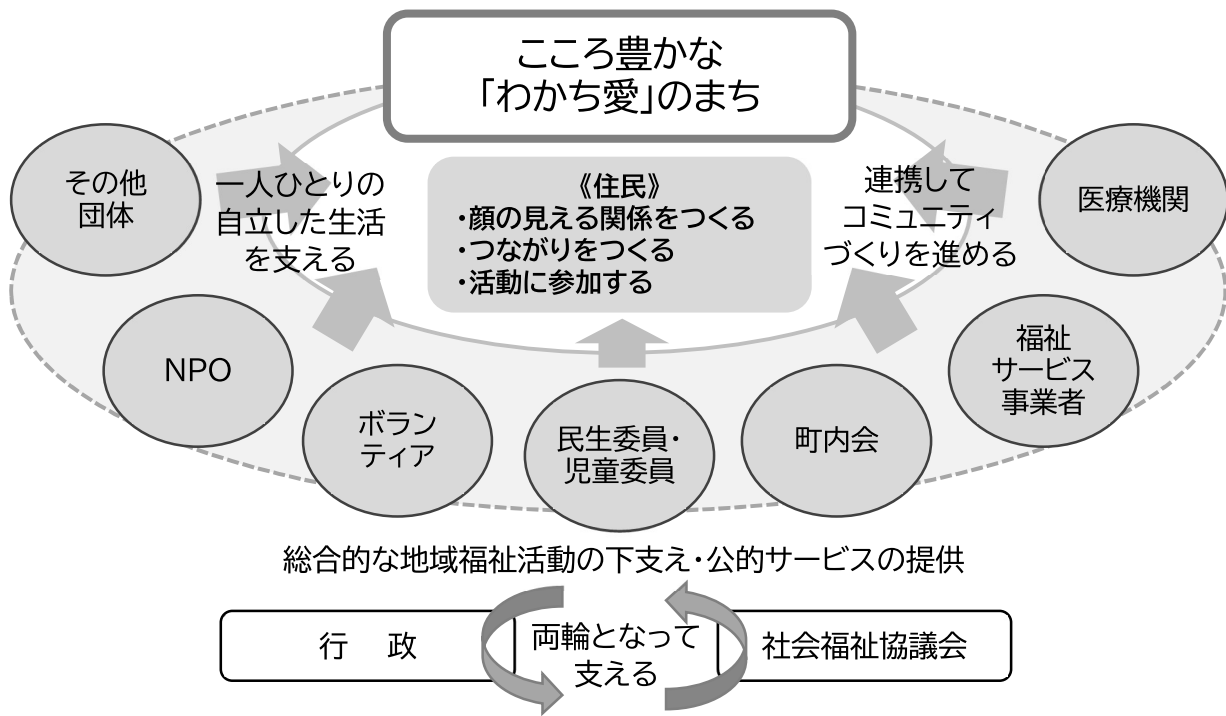
第5章 計画の推進

1. 住民・地域・町の協働による計画の推進

地域福祉を推進していくために、住民一人ひとりや町内会をはじめとする地域の各種団体、事業者、行政等の主体がそれぞれの役割を担い、相互に連携することが重要です。

総合的・長期的な視点から計画を推進し、地域の様々な主体が協働で地域福祉の推進を目指して取り組んでいきます。

■地域福祉の推進のイメージ



2. 妹背牛町社会福祉協議会との連携による推進

妹背牛町社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉の推進を担う中心的な存在として位置付けられており、地域福祉向上を目的とする事業の企画や実施、各種福祉団体の活動支援を通じて、地域に密着した様々な事業を実施しています。

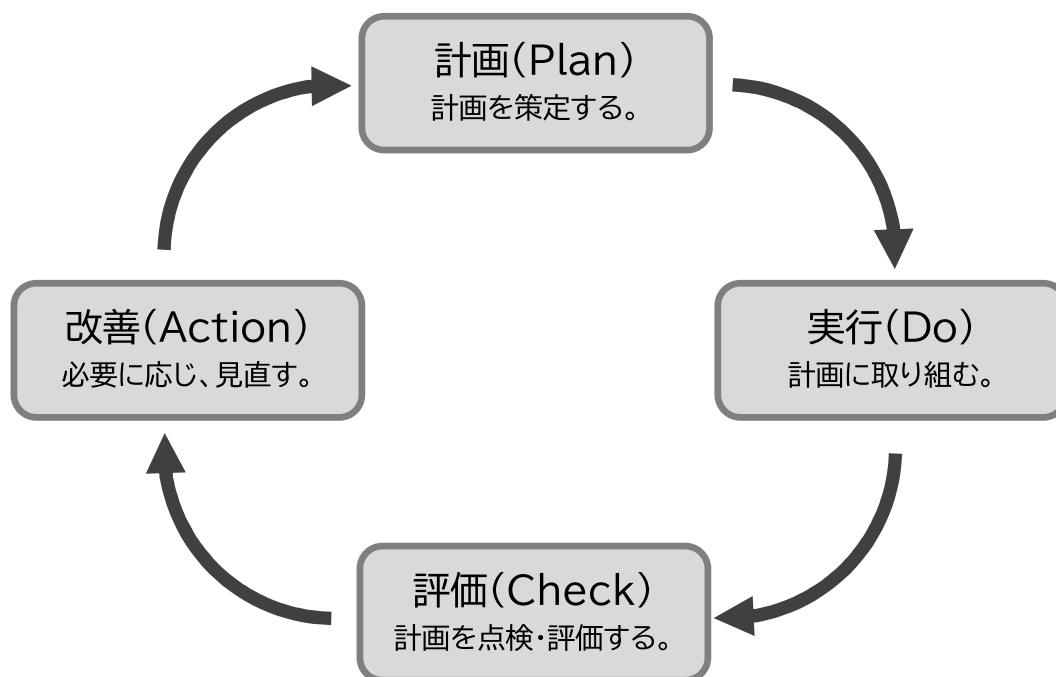
本計画の目指す地域の姿・基本目標を共有し実現に向けて取り組んでいく上で、妹背牛町社会福祉協議会は大きな役割を担っています。また、地域での活動を支援し、地域の実情に応じた事業の効果的な推進を担います。

3. 計画の推進及び進行管理

計画の具体的な推進にあたっては、住民や各種団体、事業者及び町社会福祉協議会等との連携・協力が不可欠です。

また、地域福祉計画を実行性のあるものとして推進していくために、進捗状況の把握と点検が必要です。このため、計画期間中に進捗状況の点検を行い、PDCAサイクル※1による適切な進行管理を行っていきます。

■PDCAサイクルのイメージ



※1 PDCA サイクル

様々な分野・領域における品質改善や業務改善等に広く活用されているマネジメント手法で、「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」「改善 (Action)」のプロセスを順に実施していく。

資料編

1. 町民アンケート調査の自由意見

連番	年齢	性別	自由意見の内容
1	70歳以上	女性	今現在は特にございません。日頃福祉関係の方々にはお世話に成っております事、感謝致して居ります。
2	60～69歳	女性	これからも町民が暮らしやすい町づくりをよろしく願います。
3	30～39歳	男性	町内会の役員のなり手がいない。役員になると負担が大きい。一般的な会社員は時間がない。子供がいると尚更。少子高齢化の現代では、今の町内会では無理があると感じる。役員等を押し付け合う活動は、なくて良いと思う。町内会ということではなく、他の形で参加したい人で活動したら良いと思う。
4	60～69歳	女性	高齢化が進む中で施設が足りないのではないかと思います。施設料金の軽減を望む。ゴミ出しも困難になる場合の対処。ほとんど寝たきり状態で通院が難しい所には訪問診療できるようにしていただきたい。
5	30～39歳	女性	町内会の3役は65歳以上はしなくていいというルールがあり、65歳以下の人が少ない町内ではすぐに3役がまわってきて子育てや仕事の他に役員の仕事は負担が多く、町内会という活動ではなく何か新しい形で近所のつながりや助け合い、活動が出来るようになればいいと思う。
6	50～59歳	男性	近くに社福の人がお世話しているらしき人が住んでいます。日常生活で違和感を覚える行動を目にします。町内会に入っておらず、周りの人に聞いてもはっきりとした事情はわからずおそろしいです。個人情報なので詳しく開示する事は無理だとしても出来る範囲で周知する事が、周りで暮らす人に安心を与える事になるのでは？
7	60～69歳	男性	少子高齢化に邁進中の町にとって今回のような意識調査等のアンケートはタイムリーでした。
8	40～49歳	女性	地域による介助者のばらつきをなくすため町内会組織を強化すべきと思います。近くに住んでいてもよく知らない方々が多いです。情報の取り扱いについては慎重にしなければならぬと思いますが、支援の必要な方とその内容についての情報を町内会長に提供されてはいかがでしょうか。外国の方もいるので関わりに不安があります。
9	30～39歳	女性	助け合う事が必要なものだと思いますが心身ともに余裕がある時だけに手を貸したい。
10	70歳以上	男性	6戸ほどで除雪を業者に頼んでやってもらっている。なぜ町では除雪してくれないのかわからない。
11	50～59歳	女性	私が仕事に行くと今住んでいる町営住宅は10件70代～90代、50代の私が一番若い。何かあった時耳の遠い人が母を含めて4、5人いるので大丈夫かなと正直思う事がある。
12	30～39歳	男性	住民に寄り添った行政活動を！！！！

連番	年齢	性別	自由意見の内容
13	60～69歳	女性	独居とか高齢者、子供等、年令に関係なく今の世の中、優しい心、いたわりの心、等々…。欠如していると思います（自分の事しか考えていない）。今一度、皆で考える必要があるのではないのでしょうか。自分が優しくして欲しいと思えば、おのずと相手にも優しくできると思うのですが…。
14	70歳以上	女性	高齢の一人暮らしなので、自力でできない細かい小さな作業等を（大きな業者には頼みにくい程の）気軽に依頼できる（有料でも）場があれば良い。たとえば便利屋さんみたいな…
15	70歳以上	女性	100歳体操でわかち愛に出てます。月2回でも楽しみです。今は深川ぐらい車で行ってますが、若い者がいても心配です。車で、深川市立ぐらい、まとめて、つれていってこないかと？その様な事があれば、チョット便利かと。調子いいですかね。
16	50～59歳	女性	単身低所得者にも、低額の町営住宅の入居を認めてほしいです。月額4～5万円の単身住宅に入居するのはムリです。妹背牛町で手助けを必要としている人の為に何かできればと考えていますがこの先この町にいまの住居に住みつづける事は難しいのでなかなか積極的になることもできません。住宅解体費用一部助成は助かります。でも移動先住宅がありません。
17	30～39歳	女性	農村地域のゴミステーションが遠すぎる。町場はわりと小刻みに設置されているのに農家地域は車を使わなきゃ行けない所もある。
18	70歳以上	女性	妹背牛町は充実していると（人に寄ってはたりない所もあると思うが）思います。
19	60～69歳	女性	福祉の充実こそ健全な町づくりの基本です。私は高齢者になりつつありますが、高齢者だけでなく障害を持たれている方・その家族、少ない子供子育て支援にも感心を持っていたいと思います。又私に何が出来るか…心にとめていようと思います。現在、福祉活動に関わっている皆さん（行政の方も）これからも頑張ってください！
20	60～69歳	女性	地域福祉とは福祉がすみずみまで行き渡るということですかね？地域で町内会等で支え合って困ってる人の心を軽くする事の取り組みに賛成します。
21	60～69歳	男性	“あなたは地域福祉にまず何を求めますか？”という箇条書き的な問いかけならわかるがこれでは全部大事なものは選びづらい。すいません。
22	70歳以上	女性	子供は道外で家庭を持ち、夫婦2人ぐらい、…少し認知症かな？と思いながら、どう福祉に相談すればよいのか、真剣に考えた事もなく、まずわかち愛広場のまちかどステーションに行ってみようと思ってますが…。
23	無回答	無回答	もっとこちらの言うことに耳を傾けてほしいです。一番近くでお世話している人の言う事が一番正しいと思うから、無理とか出来ないとか言わないで協力する姿勢を見せてほしい。うちも過去に福祉の事で色々相談したことがあります。結局、そちらでは何もしてくれず自分で解決してと言われることばかりで、それ以来、あなた達を頼ることはなくなり、全て自分で解決してきました。他の家族の方も同じ事言ってる方がいました。何をしたいのかわからないならせめて家族が困っている事にもっと耳を傾け、実行して下さい。何のためにあなた達がいるのか知りたいです。仕事して下さい

連番	年齢	性別	自由意見の内容
24	70歳以上	女性	地域福祉とは、どうゆうことなのか良くわかりません。中身も、どういう活動をしているのかどこまでお世話してくれるものなのか？
25	50～59歳	男性	福祉に係わる働き手へのサポートなど助ける事が大事だと思います。
26	70歳以上	女性	町内に歩花灯が置かれ良い事ですが、その一方旧カダン等雑草が生えている。とってもチグハグです。手が届かない様なので何回かボランティア等を募り、草取り等してはどうでしょうか（きれいに花等植えられ手入れされているが、町内によって違うのですか）
27	70歳以上	女性	夫婦で後期高齢者なので今後の事は未知の世界。不安ばかりです
28	60～69歳	女性	細かな福祉情報のPRをたくさん発信してほしい。
29	60～69歳	女性	住民が聞きに行かなければ何も教えてくれない（こういう制度があるとかこういう方法があるとか役場の方から教えてほしい）。だから住民は知らない事が多い。
30	70歳以上	男性	アンケート調査による結果について、町・町民等へ広く公表されたい。このことにより町民・地域住民の意識の改革が進められる。
31	70歳以上	男性	人が住んで居ない、歩道の除雪充実が必要です。
32	40～49歳	男性	難しい課題や問題が多いと思いますが、お仕事頑張って下さい。
33	70歳以上	女性	今は1人で生活していますが、いずれは助けていただく時がくると思います。よろしくおねがいします
34	70歳以上	女性	足が不自由になった時、日用品特に食料品の買物を代行して下さるボランティアさんが居て下さると大助かりだと考えます。
35	50～59歳	女性	高齢の親について、生活、支援、施設への入居相談など、どのようにしたらいいか判らない。支援や介護の度合で利用出来る施設などをまとめた資料があると早目に見当、相談が出来ると思うので助かります。
36	50～59歳	女性	信頼の出来る近所つき合いがしたい。福祉は信頼が大事だと思います。
37	50～59歳	男性	2,800人ほどの小さな町です。自分の事だけでなく近所や地域の方々に一人ひとりが関心を持つ事が必要です。地域の中で手助けを必要としている人に手を差し伸べていける共生社会の実現を妹背牛町民が一丸となって取り組まなければならない課題であると思います。
38	50～59歳	女性	今年はコロナで色々な面で生活上に多々大変な時期もあり、色々な面で健康上、人と人とのつながり、わがままな人達も自分勝手にやり方での影響を受けるのでその自分勝手に言葉を言っている方も数人います。わがままの台頭も度が過ぎると困ります。
39	60～69歳	男性	孤独死があった時、出来るだけ早く見つける方法を考えてほしい。
40	70歳以上	女性	妹背牛町は地域活動や福祉活動は充実していると思います。住民一人一人の性格に寄り添うのは難しい努力が必要です。私もアンケートに答えるのが難しかったです。
41	70歳以上	女性	トシをとってくると、誰かが気にかけてくれていると感ずることがうれしいものです。地域の福祉の方々いろいろと声かけ等をやってくれることが心のよりどころとなります。ありがとうございます。

連番	年齢	性別	自由意見の内容
42	40～49歳	女性	まわりにお年寄りがたくさんいて、毎日声をかけたり、元気が聞いています。自分で出来ることはやっていますが、もっと役場のほうから、若い人達に声をかけてもらって、こんなことをやってほしいとか、言ってもらえるともっと住みやすくなると思う。最近、公住から、すまいるに行く人が増えていて、公住でやってほしいこと、出来ることあれば、言ってほしいと思います。
43	70歳以上	女性	コロナなど社会問題の中で、住民皆で感染症が早くおさまるように住民地域の防災に協力して行くことが大切なことだと思います。又このようなアンケートをこれからも多く郵送して下さること強く思います。
44	無回答	男性	こんな小さな町なのだから公務員と云えど広く街に出て積極的に町民と対話をして生の意見を普段から交換し合う雰囲気を作って行かなければ別世界の話になってしまうと思います。
45	60～69歳	男性	町内の身近な所に高齢者や身障者などがいる事を日常から把握しておき、非常時には気にして手伝いが出来るようコミュニケーションを大切にしておく。小・中学校の生徒にも、地域協働の意識を持てるよう学校教育全般を通して、培っていく方策を取り入れる事が大切かと思います。
46	30～39歳	女性	高齢者が多い町なので、協力できることがあれば小さなことでも助け合える町になれば、素敵な妹背牛町になるのに…と思います。
47	50～59歳	男性	老人にやさしい町なら、役場の人が出向いて話をしてください。こんなアンケートでわかりますか。病院の送迎から、お風呂までもっと広く目を向けないと形だけならやめた方がいい
48	70歳以上	女性	役場全体に周知させるべきだと思います。
49	50～59歳	男性	地域福祉に関する行政スタッフが足りない。
50	70歳以上	女性	診療所の送迎は大変助かっているそうです。いつまでも続けて下さい。
51	50～59歳	女性	地域福祉は色々な機関や地域のみんなが協力して助け合うことだと思います。それは大きなことをするのではなく、挨拶をし合うこと、会話をすること、自分の出来ることから始まるのだと思います。アンケートの結果が生きる「地域福祉計画」であってほしいと思います。住民を置いてきぼりにしない、一つの考えで凝り固まらずに、広い目でさまざまな関係機関と連携しながら進めてほしいと思います。
52	30～39歳	男性	行政の都合で福祉を進めるのではなく、町民のことを最優先し、町民の声を聞いて行っていただきたい。でなければ行政を信用しません。

2. 妹背牛町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく妹背牛町地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)の策定にあたり、広く町民の意見を反映し、地域における社会福祉の増進を高めることを目的とするために、妹背牛町地域福祉計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 策定委員会は、次の事項について協議し、町長に報告する。

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項
- (4) その他地域福祉計画の策定全般に関する事項

(組織)

第3条 策定委員会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 地域福祉に識見を有する者
- (2) 社会福祉関係団体の代表者
- (3) 地域活動を行う団体等の代表者又は関係者
- (4) 保健、医療、介護保険等団体の代表者
- (5) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、当該事業計画に関する報告が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 策定委員会に会長及び副会長の職をそれぞれ1名置き、会長は策定委員会を代表し会務を統括する。

2 会長及び副会長は、委員の互選によるものとする。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議の議長は、会長が行うものとする。

(事務局)

第7条 策定委員会の事務を処理するため、事務局を健康福祉課福祉グループに置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

3. 妹背牛町地域福祉計画策定委員会委員名簿

NO	役職	氏名	所属団体・機関等の名称及び役職
1	委員	中 易 猛	社会福祉協議会会長・老人クラブ連合会会長
2	委員	只 石 佳 一	民生児童委員協議会 会長
3	委員	水 上 明	NPO 法人わかち愛もせうし 理事長
4	委員	大 山 泰 廣	身体障害者福祉協会 会長
5	委員	小 泉 朋 行	アグリーン妹背牛 管理者
6	会長	渡 辺 倫 代	総務厚生常任委員会 委員長
7	委員	太 田 量 巳	妹背牛郵便局長
8	委員	寺 地 正 典	深川警察署 妹背牛駐在所長
9	委員	菅 理 恵	医療法人英晃会 妹背牛診療所 事務主任
10	委員	村 上 功	老人保健施設りぶれ 事務長
11	委員	前 田 靖	教育委員会 教育長職務代理
12	委員	西 村 昇 一	人権擁護委員
13	委員	田 村 美 圭	ひかり妹背牛 管理責任者
14	委員	高 橋 久 夫	地域福祉実践計画策定委員会委員長
15	委員	佐 藤 主 税	北いぶき農業協同組合 妹背牛支所長
16	委員	高 野 政 弘	妹背牛商工会
17	委員	山 崎 雄 大	1区17町内会長

※敬称略

4. 策定経過

年月日	会議名等	内 容
令和3年8月2日 ～8月20日	妹背牛町地域福祉計画策定に向けた町民アンケート調査	○調査対象:18歳以上の町民1,000人 ○調査方法:郵送による配布・回収 ○回収率:50.1%
令和4年1月26日 令和4年3月7日	妹背牛町地域福祉計画策定に向けた関係団体ヒアリング	○調査対象団体 ・妹背牛町社会福祉協議会 ・妹背牛町民生児童委員協議会 ・NPO法人 わかち愛もせうし
令和4年9月9日	第1回妹背牛町地域福祉計画策定委員会	○妹背牛町地域福祉計画の概要について ○町民アンケート調査結果について ○関係団体ヒアリング結果について
令和4年10月21日	役場庁内各課ヒアリング	○主な施策における現状と課題の整理 ○今後の取組について
令和5年1月12日	第2回妹背牛町地域福祉計画策定委員会	○妹背牛町地域福祉計画骨子案の審議 ○地域福祉に関する意見交換
令和5年2月21日	第3回妹背牛町地域福祉計画策定委員会	○妹背牛町地域福祉計画素案の審議
令和5年3月23日	第4回妹背牛町地域福祉計画策定委員会	○妹背牛町地域福祉計画素案の審議

妹背牛町地域福祉計画

発行日 令和5年3月
編集・発行 妹背牛町 健康福祉課 福祉グループ
〒079-0592 妹背牛町字妹背牛5200番地
電話 0164-32-2413 Fax 0164-32-9037